

平成29年第4回東大和市議会定例会会議録第29号

平成29年12月12日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（22名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君
福祉部副参事	尾又斉夫君	ごみ対策課長	中山仁君
都市計画課長	神山尚君	土木課長	寺島由紀夫君

給食課長 斎藤 謙二郎 君

社会教育課長 佐伯 芳幸 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、2番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 皆さん、おはようございます。

昨日の尾崎議員の一般質問におきまして、私の発言に誤解を招く内容がありましたので訂正させていただきます。

議員からの質問は、桜が丘市民広場への夜間照明の設置の費用につきまして、補助金の助成制度の内容に間違いがないかというものであり、私は、補助金の制度については同様に活用できると考えておりますとの答弁をいたしました。

補助金の助成につきましては議員の言われた内容で間違いはありませんが、補助の対象は補助対象経費に対するものであり、また採択されるかどうかは相手方のあることなので未確定であります。本来であれば、補助金の制度の問い合わせでしたので、補助金の制度の内容に間違いはありませんと答弁すべきところでありましたが、私の発言により、市が夜間照明の費用を約100万円で設置できるかのような誤解を生じさせてしまいました。おわびして訂正させていただきます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁の訂正についてですけれども、私の2の①の桜が丘市民広場の、夜7時まで冬期でも使えるようにしてほしいと、私がとった見積もりで3,100万円、助成を活用すればほぼ市の負担なしで設置できるという内容についての補正です。

市長は最初の答弁で、財政的にお金がかかるので困難だという答弁してるわけで、私の質問で、その困難な理由が解消される可能性が極めて高いということが明らかになったわけなので、ここは一生懸命汗をかいていただいて、実現のために最大限の努力をしていただくよう求めておきます。

それでは、きのうに引き続いて、国民健康保険の値上げの問題です。

きのうは、28年度に値上げされる前でも45歳の4人家族、営業所得183万円で国保税は23万8,700円、税と社会保険料の総額で61万7,860円支払わなくてはならないという過去の市の答弁を引いて、これについて市がどう認識するのかと伺いました。

市の答弁では、さまざまな努力をしてるということでしたけれども、私は市が市民をいじめてるというんではなくて、市がそういう努力をしてることも認めた上で、しかし、それでもこういう現実があると、この現実についてどう思うのかという認識を問うてますので、その点についての答弁を求めます。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険税に限らず、社会保障費、こちらは上昇傾向にございます。納付に関して御相談があれば、個別の状況に応じて、他の制度の活用も視野に入れつつ対応させていただきたいというふうに考えてございます。

国民健康保険の被保険者数、こちらは年々減少傾向にございまして、一方、1人当たり医療費、こちらは増加傾向にございます。

また、国民健康保険以外の被用者保険におきましても、平成29年度より全額総報酬割が導入されまして、報酬水準の高い保険者に加入している被保険者の後期高齢者支援金分の保険料が増すこととなりました。この増加分が広域化に際しての財政支援に充てられてございます。被用者保険の加入者にも二重の負担が生じているのが現状でございます。

国民健康保険の加入者におかれましても、制度を維持していくために必要となる御負担でありますことを御理解いただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私が示した4人家族の負担についての具体的な認識は答弁されませんでした。運営方針でも認めている国保制度の矛盾そのものを被保険者、その7割が150万円以下という加入者に負わせる、これは政治の仕事ではないと私は思います。

それで、東京都の国保連協に提出された資料によると、東大和市の1人当たり国保税額は約3万5,000円の値上げ、35%の値上げとなります。これはもう示されています。

区市町村ごとの算定基準に基づく標準保険料率の資料に基づいて伺います。

東大和市の場合、年金収入200万円の65歳以上のひとり暮らしの場合、それから営業所得266万円の40歳以上の夫婦と小学生の子供2人の4人家族の場合、この2つの場合について、現行の保険税額と、来年度、この標準保険料率を適用した場合の保険税の額を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御質問の市の算定基準に基づきます標準保険料率による保険税につきましてお答えさせていただきます。

年金収入200万円の65歳以上のおひとり暮らしの場合、現行の保険税に基づく1人当たりの保険税額が6万1,924円、市の算定基準に基づきます標準保険料率に基づく1人当たり保険税額が8万1,593円であります。

営業所得266万円の40歳以上の夫婦と小学生の子供2人の4人家族の場合ですが、現行の保険税に基づく1人当たり保険税額が37万2,395円、市の算定基準に基づきます標準保険料率に基づく1人当たり保険税額が47万6,953円あります。

国が年末に本係数を示すこととなりますので、年明け以降、標準保険料率は確定いたしますが、この標準保険料率に近づいていくよう考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁ですと、年金収入200万円の単身高齢者の場合、1万9,669円、32%の値上げ、それから所得266万円の4人家族の場合、10万4,558円、28%大幅値上げになります。先ほどの例と同じように、このほかに税と社会保険料、さまざまかかるわけで、私はとてもじゃないけど払い切れないという額になるというふうに考えます。

こういう点で言うと、来年度、これまで出してきた法定外繰り入れを削減せず値上げしないという選択を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険の広域化後は、納付金の算定に医療費水準を反映させ、標準保険料率の算定に収納率を反映させることで、同じ医療水準や収納率であれば同じ保険料水準となるよう保険料水準の平準化を目指すこととなります。

このことから、市の保険税率につきましても標準保険料率に近づけていく必要がありますので、結果的には法定外繰り入れは削減していかなければならないものと、このように考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 運営方針、12月に確定されるこの運営方針では、この対象は平成30年4月から33年3月までとされています。そうすると、東大和市は、来年度以降、国保財政健全化計画を策定することになります。現状では、健全化計画も策定していない段階です。この段階で法定外繰り入れの削減だけを決めて国保税を値上げするというのは、この運営方針の組み立てからいっても根拠のない乱暴なやり方になると思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 繰り返しとなりますが、市といたしましては、保険料水準の平準化を目指す以上、市の保険税率につきましても標準保険料率に近づけていく必要があります。このことは国保財政健全化計画の策定を問わず取り組んでいく必要がございます。

このことから、平成30年度以降、計画的に法定外繰り入れの削減に取り組んでいく必要があると、このように認識をしております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 計画もなしに値上げだけ決める、乱暴だと私は思います。

それで、この項の冒頭で伺いましたが、12月28日には本係数が示されます。この本係数では診療報酬の引き下げが反映される。診療報酬の改定が反映されれば本係数は引き下がる可能性がある、高いということは冒頭で答弁いただきました。

この国民健康保険運営協議会の資料で、新制度に向けたスケジュール、出されていますけれども、このスケジュールによると、12月28日の本係数提示をもとにして区市町村の議会で保険料を決定するということになっています。本係数を待って、これを保険料、ここでいえば保険税ですけども、の算定にこれを生かすということになっていますが、東大和市はこの引き下げられるであろう本係数が示された後に、これに基づいて保険税額を確定していくという認識でよろしいですか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 標準保険料率につきましては、一度に本来あるべき保険税率として示されるものでして、これを一度に合わせるとなりますと、こちらはかなり保険税が上がることにはなりますが、一方で、標準保険料率に近づけるということは、保険料水準の平準化を目指すというこちらの国民健康保険の広域化の大前提にのっとることになりますので、近づけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（尾崎利一議員「答弁違うよ、仮係数。本係数でやるのか、仮係数でやるのか」と呼ぶ）

○市民部副参事（岩野秀夫君） 失礼いたしました。

仮係数に基づいて今回改定案というのは考えてるんですけども、本係数が出たとしても、そちらの数字は一度にはたどり着けないというふうには考えてございます。ただその本係数に基づく標準保険料率に近づけていくということを努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 東京都で示されているスケジュールでは、本係数に基づいて保険税を決定していくことになっていますが、今の答弁は、下がるであろう本係数、下がるであろう標準保険料率を適用せず、今の段階の高い仮係数に基づいて国保税の値上げ額を算定するという答弁です。これは二重、三重に乱暴なやり方だというふうには私は思います。こうした乱暴なやり方はやめること、それから払い切れない、3年たっても4年たっても払えないものは払えないんです。高過ぎる国保税を市民に押しつけるというやり方は改めるように求めて、

この項は終わります。

次に、4番の第7期介護保険事業計画について伺います。

①のところ、第7期については、事業についても、それから保険料についても今出されてる素案、案ですか、素案ですか、には示されていませんけれども、第6期介護保険事業計画等も土台にありますので伺います。

まず特別養護老人ホームの待機者は何人でしょうか。新規建設をしない場合、5年後、10年後はどのように推移すると考えられるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ことしの4月の1日現在でございますけれども、特別養護老人ホームの待機者の数は、市内の5施設及び市が整備補助を行いました近隣の2施設、合わせまして185人となっております。

待機者の将来の推計値であります。市では5年後、10年後の推計値というものは持っていません。ただ、東京都が東京都高齢者保健福祉計画、これは平成27年から29年度版ですけれども、この計画におきまして推計した施設居住系サービスの見込みによりますと、平成29年度、それから平成32年度、これは3年後ですね、それから8年後の平成37年度の施設利用者の推計値というものが公表されております。これによりますと、特別養護老人ホームの利用者というものは平成29年度を起点としたときに、平成32年度では1.1倍、それから平成37年度では1.2倍になるとされております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） ふえていくということです。

それで、第6期介護保険事業計画では、特養ホームの平成32年度の見込み量が月に直すと524人、平成37年度には625人となっております。現在市内には何施設で何床あるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほどの答弁の一部にも含まれておりますけれども、市内の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームというものは5施設ございます。それからベッド数でございますが、これは合計で380床となっております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） そうすると、市内の施設、全部市民だけ入っているわけではありませんし、市民の方も他の市の施設に入ってるってということもありますけれども、単純に差し引きすると、平成32年で144人、37年で245人不足するという計算になります。

同じく老健施設については、平成32年で見込み量が307人、37年で374人となっております。市内の施設は現在何施設で何床でしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市内の介護老人保健施設でございますけれども、これは2施設ございます。それから、ベッド数でございますが、合計で235床となっております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） そうすると、同じように計算すると、平成32年で72、37年で139ですかね、不足をするという、単純計算ですが、そうなります。

8月3日に開かれた市有地等利活用検討委員会の要録、情報公開でいただきました。これによると、第7期介護保険事業計画で特養ホーム100床の必要性を求めていくというふうになってはいますが、平成37年まで見通しただけでも特養ホームで250床、老健施設で150床ほど不足することになります。せっかく市内に61%も安く借りられる土地が7,600平米もあるわけですが、そのうち2,000平米だけしか使わないということになっていきます。100床の特養ホームしか建てないというのはどういうことでしょうか。事業者にとっても有利な土地なの

で、フル活用し、必要な特養ホームや老健施設を整備すべきではないでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 特養の建設等の関係でございますが、これはあくまでも一つの事例でございますが、平成28年度の実績の特別養護老人ホーム、こちらの日数が13万5,527日、これを単純に365日で割りますと371.3人ということで、単純に、単純計算でございますので、これが一概に当てはまるとは思っておりませんが、おおむね370人強の方が特別養護老人ホームを利用しているというふうな試算も出てございます。

今後の伸び状況等もなかなか難しいところではございます。国の施策の運営ですとか高齢者の方々の意向、そういったところもありますので、今後の建設等につきましては総合的に判断をする必要があると、このように考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） いずれにしても、必要な施設をきちっと整備すると。保険料は払う、利用料も払うと言っているのに施設がないから入れないというのは、これは国家的詐欺と言われても仕方がないという状況ですので、よろしくをお願いします。

次に、②のほうに移ります。これは保険料の引き下げを求めるものです。

第5期介護保険計画では、保険料の値上げを抑えるために3億円の基金を全て取り崩すことになっていたと思いますが、結果はどうなったでしょうか。第5期当初の基金残高と第5期の末の基金残高を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 第5期当初の基金残高につきましては、平成24年度を起算点といたしまして、最終的にですが、最初の年の残高が約3億1,100万円となっております。それから、第5期の最終年度、平成26年度の最終残高は約3億2,600万円となっております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 全部取り崩して保険料の値上げを抑えるということでしたが、逆に1,500万円基金は積み上がったということです。

第6期計画でも、この3億円を保険料値上げを抑えるために全部取り崩すということになっていました。結果、どうでしょうか。同じようをお願いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 第6期の基金残高でございますが、初年度、平成27年度の残高は約5億7,100万円となっております。これが見込み額、まだ今年度終了してございませんので、あくまでも見込み額でございますが、第6期の最終年度である平成29年度の残高を約6億4,500万円と見込んでおります。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 27年度の期末の残高じゃなくて、27年度の期首の残高で比べないと、第6期保険事業計画、不正確になるでしょう。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 失礼いたしました。

27年度の期首は26年度の最終残高と同額でございます、約3億2,600万円となります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） そういうことです。ですから、3億2,600万円あった基金残高、全部取り崩すという計画でしたが、現実には6億4,500万円に、3億2,000万円ぐらい積み上げたというのが第6期の計画です。これだと第6期については値上げしなかったとしても、基金はほとんど取り崩さずに残ったという計算になると思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 第6期の事業計画の策定段階では、高齢化の進行ですとか、あるいは要介護認

定の状況、保険給付費の伸びなどさまざまな状況を考慮いたしまして計画値を定めたものであります。

実際に計画年度において運用したところ、平成27年度及び平成28年度におきましては、適切な要介護認定ですとか介護予防事業の促進、保険給付費の適正化に資する取り組みあるいは保険料の収納率の向上などの事情によりまして、結果的に各年度において余剰金が生じたため、基金に繰り戻したものであります。

なお、この余剰金の有無ですとか規模につきましては、事業計画を策定する年に予測することは困難であります。事業計画の上では、各年度の予算は余剰金が生じないことを前提として収支が考えられており、実際に予算を執行してみて初めて余剰金の規模などがわかることとなっております。

また、基金の取り崩しにつきましても、事業計画において保険料算定のために計画期間中の取り崩しの総額を定めますけれども、実際の取り崩し額は各年度の予算計上の段階において歳入不足が見込まれる場合に取り崩し額を計上いたします。当該年度の給付費の実際の執行額が予算額よりも少ない場合は余剰額が生じますけれども、その額は次年度の決算で確定するため、基金のほうの取り崩し額につきましては予算に応じて執行するものであります。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 私は責任を追及しているのではなくて、結果がどうなのかという単純な事実を伺ったんです。第6期で値上げしなかったとしても、基金3億円はほとんど取り崩さず残ったという計算になるんじゃないかと、この結果についての認識を伺ってます。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 基金残高と、それから取り崩し額、それからあとは、そうですね、それらの関係につきましては、制度上、先ほど御説明したとおりの仕組みで決まるということでございますので、結果的には確かに議員のおっしゃるとおりでございますけれども、私どもとしては、先ほど御説明した手順で基金を取り崩し、それから予算を執行していくと、こういうことでございます。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 結構です。手順を踏んでやっていただかなくちゃいけませんから、そのとおりで結構ですが、今の答弁で、私が言ったのはそのとおりだということが述べられました。

第7期は6億4,500万円という基金があるわけです。これを活用して、ぜひ保険料の引き下げに踏み出すよう求めます。

また、清瀬市では、保険料を18段階にして、多段階にすることで低所得者の保険料軽減を図るという手法をとってますので、東大和市でもこういう手法も含めて引き下げに踏み出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 第7期の計画期間における保険料の額というものは、全国の自治体の傾向がそうでありますように、第6期に比べると増額することが見込まれております。今ある基金を活用して保険料の抑制に努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、保険料の多段階化につきましても、負担の公平性と導入の効果の両面から検討してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 私は、国にはお金あるというふうに思ってます。大企業の税金、中小企業並みにすれば6兆円財源生まれますし、個人課税でも所得1億円を超えると負担率が減少する、ここをただせば1兆円財源は生まれます。ですから、市民の暮らしを守るための財源を確保して負担を軽減するよう求めて、私の一般質

問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（押本 修君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。8番、中村庄一郎、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

防災対策についてであります。

震災や災害に強いまちづくり。

アといたしまして、木造住宅耐震等助成や災害対策用備蓄品整備等の現状と今後の課題について。

イといたしまして、水害等の対策の現状と今後の課題につきまして。

②といたしまして、消防力の強化。

アといたしまして、消防団の現状と今後の課題について。

2番といたしまして、学校給食についてでございます。

給食の現状と今後の課題についてでございます。

以上、再質問につきましては自席について行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

初めに、木造住宅耐震助成や災害対策用備蓄品整備等の現状と今後の課題についてであります。木造住宅の耐震助成につきましては、平成20年度の制度開始以来、41件の耐震診断と6件の耐震改修に対して助成を行ってまいりました。

今後助成件数を増加させる取り組みや事業を賄う財源としての都補助金の確保が課題と認識しております。

災害対策用備蓄品整備等につきましては、防災備蓄倉庫及び備蓄コンテナに食料を初め生活用品、救助資機材等を備えているところでありますが、備蓄食料の増強を図ることが当面の課題であると認識しております。

次に、水害等の対策の現状と今後の課題についてであります。平成29年10月に発生した台風21号においても、市内各所で道路冠水が発生し、床上浸水や土砂災害等の被害が報告されております。

対策としましては、土のう要請の対応、道路のグレーチング清掃や通行どめ対応、避難所の開設などを行い被害を最小限となるよう努めたところであります。

今後の課題であります。浸水被害を軽減するための雨水貯留施設等の設置について検討する必要があると考えております。

次に、消防団の現状と今後の課題についてであります。12月1日現在154人の消防団員が仕事、学業等に従事しながら地域防災のかなめとして災害時の出動、平時の訓練、自治会等が主催する防災訓練への参加など幅広い防災活動を行っております。

今後の課題につきましては、平成29年3月の道路交通法の改正で準中型免許が新設され、法改正以降に普通免許を取得した団員は消防ポンプ車を運転できなくなりました。不足する団員の確保と処遇の改善とあわせ、

これらの対応が課題であると認識しております。

次に、学校給食の現状と今後の課題についてであります。学校や調理配膳業務委託事業者等と十分な連携を行い、大きな課題はなく、順調に給食が提供できているものと認識しております。

今後の課題につきましては、給食センターを見学試食会や社会科見学に活用する等、食育の推進とより安全で安心なおいしい学校給食の提供を行うことを考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 給食の現状と今後の課題についてであります。新給食センターにつきましては、開場後、順調に稼働、運営していると認識しております。

その中で、細かい点につきましては、アンケートや意見交換会などの意見をもとに順次対応し、改善を図っているところであります。

また、給食センターの活用として、PTAや地域住民を対象とした見学試食会、11月には市内第六小学校児童を対象とした社会見学に対応し、食育等の推進を図っております。

今後の課題といたしましては、給食センターのさらなる活用や栄養バランスのとれたより安全で安心な、また子供たちがおいしいと喜んでくれる給食の提供に向けてさらなる創意工夫が必要であると認識しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。

今回は防災対策を取り上げました。

まず最初に、災害に強いまちづくりについてお伺いをしたいと思います。

自助、共助、公助とあるように、まず大事なのは自助だということだと思います。自分の命は自分で守ることですね。地震発生時、家屋の倒壊によって命を落とさないためには、住宅の耐震化が必要だと思います。先ほど市長答弁で、木造住宅の耐震助成につきましては、平成20年度の制度開始以来、41件の耐震診断と6件の耐震改修に対して助成を行ったとありましたけれども、そこでお伺いをしたいと思います。

耐震診断を受けたその診断の結果はどうだったのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 木造住宅の耐震性能をあらわす指標といたしましてI w値がございます。このI w値が1.0以上の建物は倒壊する可能性が低い水準でございます。同様に0.7から1.0未満は倒壊する可能性がある水準、0.7未満は倒壊する可能性が高い水準となっております。

資料の関係上、過去5年間でお答えいたします。

過去5年間で耐震診断に助成しました件数、22件ございますが、そのうちの21件がI w値0.7未満の倒壊する可能性が高い水準でございました。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、過去5年間で耐震診断に助成した22件のうちの多くが耐震性がなかったことがわかりました。耐震診断をやってみて耐震性がないことがわかった建築所有者、こちらは耐震改修の助成まではなかなか至って

いないというのが現状なんでしょうか。41件の耐震診断のうち改修の助成に至ったのは6件とのこと。診断助成に比べて改修助成が少ない要因をどのように考えているかお伺いをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 住宅のリフォームを行う際にあわせて耐震改修を考えるケースが多い状況でございますけれども、I w値を1.0以上とするような改修は費用がかさむことが改修助成に至らない主な理由として挙げられるかと思えます。

しかし、リフォームを行う中で、I w値は1.0に満たないですけれども、柱や梁などの接合部の補強を行ったり筋交いをふやしたり、耐震化に資するリフォームが行われているものというふうに考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 改修助成件数が結構少ないようではございますけれども、耐震化の方向に進んでいることは理解をいたしました。

お話を聞いてみますと、耐震診断を行うことで建物の耐震化につながるがよくわかります。そう考えますと、まずは耐震診断の助成をふやす取り組みが必要と考えております。

そこで伺いたいと思います。

耐震診断の費用は幾らぐらいかかるのでしょうか。家屋の大きさによっても異なると思えますけれども、例えばここ3年から4年の平均で見ると幾らぐらいになるのでしょうか。また、市の助成額も確認しておきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成24年度から平成28年度の5年間で22件の耐震診断に助成いたしておりますが、診断費用の平均額は約15万円ほどでございます。これに対する市の助成額は5万円でございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） その市の助成額が今5万円ということではございますけれども、耐震診断の件数を増加させるためには助成額をふやしていくことも必要ではないのでしょうか。市長答弁で、財源としての都補助金の確保が課題とありましたけれども、財源はどのようになっているのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○都市計画課長（神山 尚君） 耐震診断についてお答えいたしますと、市の助成額は5万円で、このうち2分の1の2万5,000円に国の交付金を充てております。東京都からの補助金はありません。東京都につきましては、木造住宅が密集する重点地域に予算を重点配分しているというふう聞いております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 私は、住宅の耐震化を進めるにはやはりまず耐震診断の件数をふやすことだというふう考えております。そのためには、助成額を現行の5万円よりもふやすことが必要だというふう考えてみます。東大和市にも住宅が密集している地域があるわけですから、こういうことはぜひ東京都にも財源面で協力してもらい、耐震の助成額を上げてもらうように要望しておきたいと思えます。

それでは、次に、災害対策用備蓄品についてでありますけれども、こちらにつきましては他の議員の一般質問にも細部にわたる答弁がございましたが、まず備蓄について基本的な考え方を確認させていただきたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） 市におけます備蓄品についての基本的な考え方といたしましては、自助、共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行うものと考えてございます。このため、市は発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資や、それから避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄を行うものとしたしまして、発災から3日間に必要とする物資を賄うことができるように備蓄に努めて

いるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 防災備蓄倉庫やコンテナに備蓄食料や生活食料や生活用品、また救助資機材などを備えているとのことでしたが、少し詳細に伺いたいと思います。

まず備蓄食料について、備蓄食料の増強はあとの程度計画してるのでしょうか。教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 備蓄している食料の増強の計画についてでございますけれども、現在市の備蓄倉庫及び備蓄コンテナで備蓄している食料は約9万4,600食でございます。新被害想定に基づきます避難所生活者数が1万5,301人で、この3日分の食料として約10万7,000食を目途に増強を進めてるところでございます。今年度末に6,000食の増強を予定しておりまして、来年平成30年度に6,000食をさらに増強することができれば、ほぼ目標の備蓄食料数を確保できるものと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 備蓄食料について、計画的に増強を進めているということは理解をいたしましたけれども、備蓄している食料はアルファ化米とか乾パン、ビスケットなど従来から変わりばえのしない食料を備蓄しているというふうに思います。昨今この時代にさまざまな種類の備蓄用食料品があるというふうに思いますけれども、そのあたりどのように考えているのでしょうか。教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 備蓄食料につきましては、発災直後の3日間の急場をしのぐものとして備蓄をしているところでございますけれども、人命救助が優先される混乱した状況で水や熱源の確保が十分できないというような可能性もございますので、包装を開いてすぐ食べられるようなものが望ましいと考えて現在の食料を備蓄してるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） やはり口にするものですから、やはり見た目でどうかなというのを、現代社会の中では結構大きいところもあると思うんですね。3日間であるにしても、またその中では非常に乾パンやなんかも今どうやって食べるのかなって、かたいのかじるだけということっていうのもやっぱり難しいと思うので、例えばそういうことの食べ方を教えるとか、そういうこともしていけないと、やっぱり口にするということがなかなかまず行動として起きなくては余り意味がないのかなというふうに思うんですね。ですから、食べやすくおいしいものということがあると思うので、賞味期限、もし買いかえる際にはそのあたりも考慮して備蓄に努めていただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

またそれから、食料品以外の備蓄品につきましては、生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材との話でしたが、備蓄品を選定する上での基準のようなものがあるかどうか教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 明確な基準というのはございませんけれども、生活関連物資といたしましては、避難生活するに当たりまして、当初から必要不可欠と考えられるものとして毛布や防水シート、簡易トイレ、トイレトーパー、紙おむつ、生理用品などを備蓄品としてございます。それからまた、発電とか明かりの確保が必要だということで、発電機、懐中電灯、ろうそく、燃料等を備蓄してるところでございます。

その他といたしまして、救助活動や避難所運営のための応急対策用として、医療資機材、救急箱、担架、それからチェーンソーとかスコップ、鉄ハンマーやバール、工具セットといった資機材を現状では配備しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 私たち、個人的にそういう災害用品みたいなものを各家庭で備蓄するときも、よくセットみたいなもので、例えばこのリュックを買えばこの中に3日間生活できるものがそろってますよみたいなものを買っちゃうのが一番手早いといえば手早いし、コスト的にも安くなったりするのはわかるんですね。恐らく、行政の、要するに市のほうで考えることってというのは、大体幾らぐらいのバックでこうである、後々ちょっと消防団のほうの話でもちょっとここでさせていただきたいと思えますけれども、そういうふうな一つの形として、予算的にどうだとか、何がどうだとか、その一つの、先ほどもちょっと聞きましたけども、こういう定義があった上でこうであるっていうのがあると思うんですね。

ただやはり口にするものとか、あとは非常事態のときに本当に使いやすいものっていうのはやはりそれぞれいろいろ検討しながら変えていかないと、やっぱりあえて使わないようなものを置いておいてもしょうがないということもありますし、やっぱり使いつらいものというのは、やっぱりたとえ3日間ぐらいのときでも、食べ物もそうだと思いますけど、やっぱり口にしないものは口にしないときもありますし、今こういう社会ですので、いろんなものがありますから、ぜひ生活用品や資機材など、これも食料と同じでいい商品がどんどん出てきていると思うんですね。ぜひそれは入れかえの際により使いやすく便利なものに交換していくなど、ぜひそういう配慮をお願いしたいと思えます。これも要望としておきます。

次に、水害等の対策の現状と今後の課題について移らせていただきます。

まず、10月の21日から22日早朝にかけまして接近いたしました台風21号の被害状況について、少し詳しく教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 台風21号の被害状況についてでございますけれども、道路冠水があった場所につきましては、ゆりのき通りの東野火止橋付近、それからけやき通り交番前、蔵敷公民館付近、それから用水北通り、いちょう通り、エスコの北側あたりですね、それと郷土博物館付近、芋窪4丁目の……、ごめんなさい、失礼しました、エコスの北側ですね、郷土博物館付近、それから芋窪4丁目の1427番付近、第一光が丘公園付近の9件、また村山橋付近での河川の溢水と、それから二ツ池公園の冠水も報告されてございます。

それと、浸水被害につきましては、清水5丁目で床上浸水の3件が報告されてございます。それから、土砂崩れにつきましては蔵敷1丁目で3件、高木1丁目で1件、それと都立狭山公園沿いで1件の計5件が報告されているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 清水5丁目で床上浸水が3件ということですが、これがどのようなふうな状況だったのか教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 報告が上がってきた床上浸水の3件についてでございますけども、どれも近接する戸建て住宅でございまして、いずれも半地下があり、その半地下部分が浸水したものでございます。半地下でもそこが居住スペースということになっていけば床上浸水とすることになっておりますので、そのため床上浸水として報告されたものでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。わかりました。

では、それから今回大雨による土砂災害発生の危険があるということで、急傾斜地倒壊危険箇所に該当する地域に避難準備・高齢者等避難開始ですね、これが発令をされました。避難所が3カ所開設されております。実際に蔵敷や高木地域など旧青梅街道以北において土砂災害が5件ほど発生している状況です。年々台風や豪

雨による土砂災害のリスクというのは高まっているように感じておりますけれども、今後の対応はどのようになっているのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） 現在東京都が土砂災害のおそれがある場所につきまして、高さ5メートル以上で傾度が30度以上となる場所がございますけれども、土地の地形測量や斜面の地質、それと建築物の位置確認などにつきまして基礎調査を進めてるところでございます。この調査が終了して土砂災害警戒区域等に指定されますと、市が定める地域防災計画へ記載がされ、土砂災害時の警戒や避難について定め、ハザードマップを作成するなどの警戒避難体制の整備を進めることになっているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 確かにここ一、二年の間でしたか、3年ぐらいたつのかな、東京都でその災害地域ということで、高さ5メートル、傾斜度が30度以上ですか、うちのほうの芋窪地域でも調査が何回か来られたことがございました。

実際に土砂崩れにより壁ですとか、壁っていうか塀ですね、塀とか家屋などが破損した場合、公的な支援というものはあるんでしょうか。どうでしょうか。教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対しまして、都道府県、東京都が相互扶助の観点から拠出した基金を活用いたしまして、被災者生活再建支援金というのを支給する被災者生活再建支援制度というのがございますが、この制度は住宅が全壊したとか、住宅の全壊被害が10世帯以上というようなことで、そういったところが対象になるなど非常に厳しい基準が定められてございます。

したがって、現在のところ当市内で発生した被災状況に対する公的支援というのにはございません。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） なかなか規模によってその支援のあれが違うようではございますけれども、そこはまた改めて違う観点からまた質問をさせていただきたいというか、問い合わせもさせていただきたいと思って、ちょっと調査をさせていただきたいというふうに思っております。

従来と違い、全国的に台風や豪雨等被害が拡大している状況がありますから、今後市として何らかの支援をしていく必要に迫られることもあるかもしれませんよね。そのためにも、大量に流出した雨水や土砂による被災した場合についての支援のあり方を今から検討しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほどの被災者生活再建支援法に基づく支援につきましても、厳しいその条件になっているというのは、個人の財政形成になるので柔軟に対応するのは困難というのが国の基本的な考え方だというふうに聞いてございます。

市といたしましても、個人の資産形成にかかわる支援制度につきましては慎重に行う必要があるというふうに考えてございますので、当面は情報収集のほうに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ、やっぱり市民の財産であります。自然の問題とか、その中には、自然、自然といってもいろいろな要因も出てくる可能性もある場合がある。そういうときに利用できる補助金なんかも出てくる可能性もあるかもしれませんね。そういう部分ではよく市のほうでも検討していただきまして、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

では次に、消防団の強化と今後の課題に移りたいと思えます。

先ほど市長の答弁によりますと、12月の1日現在で消防団員数が154人ということでありまして。定員が189名

ですから35人が不足しているということになります。私が昨年一般質問で消防団員について取り上げた際も35人の不足だったというふうに記憶をしております。

現状は変わっていないということですが、まず団員確保についてどのように取り組んできたのか教えていただきたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 団員確保につきましては、東大和市消防団において各分団が地域の方々に対し出初式、総合防災訓練、自治会等の防災訓練などを通じまして消防団員の募集を行ってるところでございます。

その他、消防団のホームページやフェイスブック、消防団だより、それから市報や市ホームページでも活動の内容を広報するとともに常時募集を実施してるところでございます。

また、市職員の団員加入につきましても、採用面接の理事者面接では消防団についてPRをしていただいたところがございますし、新入職員の研修カリキュラムの中でもPRに努めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

実は私ももうかなり前になりますけど、消防団に入っております、15年間務めさせていただいたんですけども、今を考えますと、私なんかがお世話になったところに比べると随分待遇もよくなってるのは事実でありますよね。詰所なんか、それこそ冬場に家族の人に鍋やなんかつくっていただいて、夜警の後なんかみんなで団員と一緒に鍋をついたりしながら夜警をしたりなんかしてるときに、電気コンロやなんかを持ってくとヒューズが飛んじゃって、もうエアコンもないし、まきで暖をとったなんていう時代でありました。また、詰所の中も今はもう最近非常にいい設備になっておりまして、今回の六分団、うちのほうの地域は六分団なんですけども、六分団の詰所なんかも建て替えをしていただきまして、その節にも非常に団員の使いやすい、要するに使う人の身になってどういうふうにするのかなという、そういうやっぱり危機管理の問題ですよ、それを非常によく受けとめて、市のほうで受けとめていただきまして、非常に使いやすい方向にさせていただいております。

また、昨今も、12月の9日かな、15年来でありました消防のポンプ車、こちらのほうを新しいポンプ車というふうに変ってまいっております。これも、この装備も先ほどの備蓄の関係じゃないですけども、過去にはやっぱりポンプ車1台を買うと何千万、それにつける装備っていうのはこういうものだっていって、やっぱりセットもみみたいな形でやっぱりされてきたようでしたけれども、今回はやっぱり団員の使いやすさ、使い勝手みたいなこともよく調査していただいたり、団員の意見のほうもいろいろ聞いていただいて、実際に現場で扱う者が使いやすいような配備をしていただいているようでございます。また、最新のポンプ車であります。みんな全て手動でできて、我々のころはそれこそ真空というのをつくらないと水が送水ができないということで、水が出ないから何回も何回も真空をつくり直したりなんかしまして、あと微妙な、その団員の手先の微妙な調整によって大きくポンプの送水の時間帯が変わってきたりなんかして、火災のときに、真火災のときに結構いろんな影響が出てきたりなんかしたこともございました。

だんだんだんだんこれが恐らく、AIだなんていうと、今度発展していきますと、ポンプ車がみずから考えるなんていう、将来的にはそんなふうになってきたり、現場が直接地図が入ってきて、その地図のところまで運転手がなくても、それこそ操作員がいなくても車だけは先に行っちゃっているなんていうことになるのかもしれないんですけど、さまざまな取り組みをしていることはわかります。ただ、なかなか結果としてあらわれてないところかなというふうに思っております。

結果を出していくためには、団員の処遇をさらに改善していくことが求められるというふうに思いますけれども、市長答弁において説明がありました準中型免許の新設の件についてどのような内容かお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 準中型免許の新設についてでございますけれども、貨物自動車による交通事故の削減と、それから若年者の雇用促進のために平成29年3月12日から普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えまして、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の自動車が新たに準中型自動車として新設され、これに対応する免許として準中型免許が新設されたものでございます。

消防団が所有する消防ポンプ自動車の車両総重量はおおむね5トン弱になりますので準中型自動車となりまして、免許も準中型免許が必要となります。法改正前の普通免許であれば消防ポンプ車は従来どおり運転することはできますけれども、法改正後に運転免許証を取得した場合に普通免許では消防ポンプ車を運転することはできなくなるというものでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今後、来年は何か新しいポンプの配備はないようですけども、再来年に2個分団ですが、その次に1個分団と、どんどんこの第六分団に配備されたような新しいポンプ車両がほかの分団にも配備されるわけです。

その中で、今免許の関係ですね、つまり免許証を取得する場合、普通免許では消防ポンプ車の運転ができない、別途準中型免許を自費で取得してもらわなければならない。ただでさえ団員の確保に苦慮している中で、さらに団員確保の阻害要因がふえてしまうことだというふうに思われるんですけども、普通免許の取得者が準中型免許を取得するにはどのくらいのコストがかかるのでしょうか。教えていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 教習所等によって違いはあると思いますけども、おおむね17万円から18万円ぐらいはかかるというふうに言われてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それだけの費用がかかってまで、それをとってまでじゃ消防団員となるかというふうな話にもなりますけども、例えば免許を取得するために公的に支援する考えはあるかどうか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 現在のところ市で支援するのは難しいと考えてございます。また東京都に対しましては、自動車免許制度改正に伴う準中型免許取得については補助事業化を希望したいとするお願いはしているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） この準中型免許の問題は、やっぱり将来の消防団活動も左右する大変に大きな問題であるというふうに思います。処遇改善の課題につながるものだというふうに思っております。やはりぜひ公的支援による免許取得についていろんな意味で調整とか検討を進めていただきたいというふうに思います。

また、普通ポンプ車については、普通免許で運転できるように、例えば制度を変更していただく取り組みとか、手法として考えられることはそういうことじゃないかなというふうに思うわけです。公的支援の検討もあとはあわせて、その方面で働きかけも進めていただければというふうに思うわけです。

例えば、消防団員になれば、例えば3年から5年は団員の資格を有していただくと。そういう方に関しては、今の免許を、実際に普通の免許を持っていれば、例えば1週間の講習とか、その免許試験場かなんかでやっぱりその講習だけ受けていただければ、そういう特殊車両というんですかね、そういうものだけは運転できるよう

にしてもらうとか、逆にそういう特殊免許が講習で取れるというふうになれば、じゃ消防団入ってみようかなっていうふうにもなるかなというふうな、そういう期待感もあるのかもしれないよ。ただ、それは余り安易にという話にはならないと思いますけれども、ぜひそういう動きなんかもとっていただければと。あとは公的支援ですね、こういうものは進めていただきたいというふうに要望をさせていただきます。

処遇改善について少しお伺いをしましたんですけども、このような取り組みを、これまでどのような取り組みをしてきたのか再度お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務部参事（東 栄一君） 消防団員の処遇改善の取り組みといたしましては、長らく消防団員として活動している団員に対しまして永年勤続表彰を行ってるところでございますけれども、この勤続年数の延長を行いました。これまでは最長25年でしたが、さらに30年と35年についても永年勤続として表彰できるよう表彰規定を見直したところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） そうなんですよね。また私の話になりますけど、我々のころは団員のそれこそいろいろ募集があつて、結構大勢の方がいらっしゃいましたんで、各1個分団で大体三役で15年やったら団員卒業だねなんていうことで、次の新しい人材が見つかってきておりましたからこういうことはなかったんですけど、今は永年勤続35年、こちらまで用意されるというふうなことで、分団によっては一回役を終わってからまた平に戻ってっていうことで長いことされてる方もいるようだと思います。

団員に対する処遇改善として、団員確保のための処遇改善のかなめはやはり手当、報酬ですか、こちらのほうもやっぱり考えるべきなんじゃないかなというふうに思います。私が記憶しているところだと、もう二十数年来、恐らく、現在は出勤手当が1回の出勤につき2,500円だというふうに思います。過去には訓練出勤が1,700円、火災出勤が1,800円だったかな、そういうことだったのをたしか市のほうで検討していただいて上げていただいたのがもう二十数年来、三十年近くになるのかなと思いますけども、そういう意味では、近隣各市の比較ではどのような程度になっているのでしょうか。平均値だとかいろいろあると思うんですけど、教えていただければというふうに思います。

○総務部参事（東 栄一君） 出勤手当につきましては、火災、それから風水害、応援、訓練、警戒などの区分に応じて支給をしてございまして、現在は一律1回2,500円としているところでございます。

各市では区分ごとに支給額が違う市もございまして、大まかに火災出勤と警戒出勤、訓練出勤の区分でくりますと、26市の平均額で言うと、火災出勤が3,580円、警戒出勤が2,780円、訓練出勤が2,700円となります。したがって、26市の平均を下回っているという状況でございまして、各市における装備の配備状況などもあわせて中で手当の改善につきましては今後研究してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） 出勤手当についてお聞きいたしましたけども、火災出勤、それから警戒出勤、それか

ら訓練出動のいずれも26市の平均の支給額を下回っているということの答弁がございました。消防団員は地域防災のかなめとして幅広い活動を行っております。苛酷な状況で献身的に活動する消防団員を取り巻く環境の改善を図り、また活動しやすい体制に向けた取り組みが必要であるというふうに考えます。ぜひ出動手当等の引き上げなど処遇改善を進めていただくことを要望いたしまして、防災対策についての質問は終わりたいと思います。

それでは、次に学校給食について移りたいと思います。

学校給食でありますけれども、給食センターもまだスタートして1年を満たないところであります。そんな中で、今回の質問については、給食センターに期待とか希望をかけての質問というふうに受けとめていただければよろしいかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、ここで東大和も指定管理者制度だとか業務委託だとか、いろんな形で外部にいろんな事業、あれを委託していることがあると思います。それはこれから年々、我々もしっかりと注視しながらその制度についていろいろ研究していかなくちやいけないのかなということも一つここで添えておきます。

それでは、給食は市が献立作成をいたしまして、食材を発注し、調理配膳業務委託事業者が調理をしているわけですけれども、味のほうはどうなのかなというふうな一つ今疑問と、実際に残菜など、こちら、例えば昨年来、旧の給食センターや他市との比較ということは残菜とかそういうことではどうなのかなということをお聞きしたいと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まず味のほうでございますけれども、私ども給食課職員、栄養士、あと調理配膳業者が学校のほうをちょこちょこいろいろな打ち合わせ等で、調整等で訪問させていただいております。その際にはいろいろと意見等を伺うことがあります。子供、児童・生徒たちからは、何々が嫌いなので給食には入れないでくださいとか、あと先生方からは、この味つけは、きょうのはもうちょっと濃くてもいいんじゃないかとか、そういったこともいろいろと伺わせていただいております。

ただ、そういった中でおおむね大体の方たちからはおいしいですよということで、頑張ってくださいねということでもいただいております。

残菜率のほうでございますが、例えば昨年度との比較で、9月なんですけれども、小学校平均で18%、中学校平均で17.4%、ちょっと高目になっております。ことしの9月、同じ時期でございますけれども、小学校平均7.3%、中学校平均11.4%という形で、小学校平均では10ポイント以上の減となっております。こちらにつきましては、9月、暑さがあるのと、やはり児童・生徒、運動会の練習等でやはり給食が喉を通らないと、そういったこともありまして、ことしの9月につきましては献立の中に汁物を少しふやしました。そういったこと、工夫をした結果かなと思っております。

あとは、全国平均というところになるんですけども、環境省のほうで平成26年に実施いたしました学校給食センターからの食品廃棄物の発生量処理状況調査というのがございます。こちらにつきましては回答は397と余り多くはないんですけども、平均が6.93%となっております。その調査の中で残菜率が10%未満という自治体が75%を占めてるということで、当市の、うちのほうの今年度の前半の平均9.88%でございますので、平均よりは若干高い数値とはなっておりますが、ほかの自治体並みであると考えてございます。

あと、近隣、ほかの自治体の状況につきましても確認をいたしました。スポット的にしか調査をしてないというところもあるようなんですけども、おおむね10%未満のケースから25%を超えてるケース、さまざまございました。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今答弁で、確かに人それぞれ味覚ってというのは違いますから、おいしいの、まずいのっていうこともあるでしょうし、また小学生や中学生によっても、年代によっても塩っ気のあるものとか、少し甘いほうがいいなんて、それこそ各家庭で、うちなんかもそうなんですけど、カレーは辛いほうがおいしいなっていっても、子供がいる御家庭ではいやいや少し甘いのがいいとかっていうこともございます。また、私なんか自宅では、きょうお父さんお昼に何食べてきたのっていうと、こういうもの食べてきたよって、じゃ夜は何にしようかっていう話になりますけども、給食は朝食べてきて、前の晩こうやって食べてきたからって、じゃ違うものっていうわけにはいきませんから、なかなか大勢を対象にして難しいところはあると思うんです。ただ、人それぞれに味覚が違うことがありますけれども、残菜率っていうところは、やはりおいしかったって言い方はちょっと語弊があるかもしれないけど、おいしいかということに直結するわけでは本当はないんだとは思いますが、一つの指標というふうに考えておいたほうがいいのかなというふうには思うわけです。その残菜率を下げるための工夫はどのように行っているか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 残菜率、こちらを下げる工夫でございますが、今議員さんのほうからお話ありましたとおり、保護者の見学試食会の中におきましても、同じものを食べても、アンケートの中に味が濃かったですという人、味が薄かったですという人ございます。

そういった中で減らす工夫なんでございますけども、やっぱり子供、お子さん、児童・生徒が苦手とする食材、こういったものも国基準の栄養価満たすために使用することとなってございます。やはり豆など人気はございませんが、例えば豆などは刻んでカレーに入れたり、あと御飯が残りやすいおかずのとき、やっぱりそういうのがございます。そういったときには味御飯、わかめ御飯にしたり、そういった工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 確かにやっぱり見た目っていうのがあると思うんです。目が誘うっていうか、目が欲しがるといってのがあると思います。その中ではやっぱりあんまり見た目がモノトーンの中だとなかなか手が出しづらいとか、そういうこともあるとは思いますが。

また、大分この議会の中でもいろいろ出ましたけども、4月から個々食器、こちらのほうの導入をしておりますけれども、それに伴う工夫は行っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

また、食について見た目も非常に大事な点と考えるので、そのあたり、例えば個々食器とその見た目とかって部分の、そのところの工夫とかってのがもしありましたら教えていただければと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まず個々食器についてでございますが、個々食器導入によりまして、今までランチ皿であったゆえにできなかった例えば温かいうどんとか温かいラーメン、こういったものを個々食器になったことにより提供できるようになりましたので、そういった工夫をさせていただきます。

あと、個々食器に関して言いますと、1学期中、新しい個々食器、深皿というもので若干大き目のおかずが入るお皿がございまして。こちらに2品のせるような献立をつくったことがございまして、その際に汁がまぎってしまっておいしくないよという声がありました。そういったところにつきましても2学期以降は組み合わせ、十分注意いたしまして、まざらないようにして献立作成など改善を図っているところでございます。

あとは、彩りとか見た目でございます。こちらにつきましても、常日ごろ、栄養士のほうで献立作成の際に

彩りがよくなるように意識して作成しているところではございますけれども、やはり必要な栄養価を確保しつつ、かつ限られた給食費の中でできるだけよくなるように努力しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。さまざまな工夫があるようですけれども、教育委員会だよりも紹介されておりましたけれども、機械が最新になりまして、それだけでおいしくなったものもあるのかなというふうに思われます。調理業者からの提案、新献立等がありましたらここで教えていただければと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 調理業者からの提案、あと新献立についてでございますが、提案といたしましては、10月にチキンライス、皆さん御存じのメニューではありますけれども、チキンライスを新しく提供するなど、あと来年の2月には日本の各地の郷土料理の中で呉汁というもの、豆をすりつぶしたものをみそ汁の中に入れるというものを今予定してございます。

あとは、新献立といたしましてはコロケ、夏の夏季休業期間中に実際に調理機器を使用してテストをしたものでございますが、手づくりコロケで、コロケの中身のジャガイモを本当にすりつぶすのではなくて、多少のジャガイモの食感を残したものを、それを先月11月に提供してございます。あとは今月、同じようにテストしたもので鶏つくね、ちょっと棒状のハンバーグになったような形の、そういったものを予定してございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、新しい献立の評価っていうか、そういうのとかはどうなのかなと。またアンケートなど、給食についてどのような声を聞いているのかお聞きしたいと思います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 献立の評判と個別、全部アンケートを新しい献立についてはとってはございませんが、おおむね良好だと認識しております。またアンケートにつきましては、1学期の終わりに全児童・生徒、あと教職員を対象したアンケートを実施いたしました。少し長くなりますが、御紹介させていただければと思います。

まず給食はおいしいですかという問いに対する回答でございますけれども、おいしい、おいしいことが多いといったものは全体のうち、全体6,178人中4,992人で80.8%、普通という答えだった方が361人で6%、残念ですが、おいしくない、おいしくないことが多いという方が825人で13.3%という形でおおむね8割以上の方、おいしいということでございます。

また、PTA、保護者を対象とした試食会につきましては、おいしい、おいしくないではなくて、味つけが濃いか、薄いか、ちょうどよいか、そういったところでとらせていただいております。それぞれの御飯、おかずといったもので調査しておりまして、項目としては1,252項目、このうち濃いという方が128件で10.2%、ちょうどよいという方が1,057件で84.4%、薄いという方が29件で2.3%。その中で個別の意見としては、PTA、保護者の方からは、我が家の味つけが濃いことがわかりました、健康のため少し塩分を控えようと思っておりますということであったり、あと近隣住民の方からは、少ない給食費の中でこんなにおいしい昼食の工夫、すばらしいと思いましたがという意見等がほとんどでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。1,250項目ですか、こちらのほうのアンケートで答えられ

たということでございます。当然よいという意見もあれば悪いという意見もあったと思われま。それらの意見に対して今後どのように向き合っていくのかを教えていただければと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 児童・生徒のほか、試食会、見学会にお見えになられた保護者や地域の方、そのほかの団体の方等に機会あるごとに御協力いただいて、アンケートお答えいただいております。アンケートの結果につきましては真摯に受けとめてまいりたいと考えております。

今後も東大和市の学校給食の基本理念を実現するために、端的に言うと子供たちがおいしかったよと言ってもらえるような給食の提供にさらに努力を関係者一同積み重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。努力をするというふうな回答がありましたけども、まだ1年にも満たないですし、始まったばかりのことでいろいろ、今までもそれこそ努力をしてないわけではないというふうに思われます。子供の好き嫌いは誰でもあると思うんですね。ただ、嫌いなものも一つのというか、一つずつそういう給食によって食べられるようになってたり、いつの間にかそういうものが食べられるようになっていたとなるような、また残菜が減っていくような、そういう方向に向けて、おいしい給食に向けて、導入した個々食器を生かし、東大和市の子供たちが本当に喜んでくれる学校給食、この提供に向けて今まで以上に努力と創意工夫を重ねていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○**議長（押本 修君）** 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○**議長（押本 修君）** 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

[1 番 森田真一君 登壇]

○**1番（森田真一君）** 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

初めに、大項目の1ですが、高齢者の医療・介護の負担について伺います。

今年度より要介護1・2の方の施設入所の制限が導入されました。また、当市では要支援1・2の方が生活介護の総合事業への移行が始まりました。これらの介護サービスの利用制限や置きかえなどによって高齢者の生活や事業所の運営などに支障を来しているという声を聞きます。市の認識と対応を伺います。

次に、大項目の2では、ごみ減量についてです。

新たな東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の素案が示されました。当市のごみ減量について現状と課題を伺います。

大項目の3では、自転車等駐車場についてです。

この議会では、私を含め5人の議員が関連の質問をされておりますが、私もこの件では質問させていただきたいと思っております。

この秋より各駅の自転車等駐車場整備が完了し有料化が始まりました。市民からは、本来必要な収容台数が確保できていないまま市営駐輪場が有料化されたため、より高額な負担を強いられる民間駐輪場を利用せざるを得なくなった、夜明け前から抽せんに並ぶため、それができない事情がある者は抽せんに応募さえできないといった声も寄せられています。現状と課題を伺います。

大項目の4では、都バス梅70系統の自治体負担について伺います。

市は、現在都バス梅70系統の維持のため赤字額の一部を負担しています。一方、梅70系統より採算が悪い路線の沿線自治体では負担がないところもあると聞きます。

①として、負担の根拠は何か。

②として、近隣自治体にも呼びかけて都に見直しを求めることができるのではないのでしょうか。市の見解を伺います。

大項目の5では、災害時における乳幼児連れの親子や妊産婦用のヘルプカードの利用について伺います。

東日本大震災などの大災害の際、避難所などで乳幼児を連れた親や妊産婦は周囲に必要な支援を求めることが難しいため、水、食料や衛生用品の物資配給などが得られなかった事例があることが専門家からも指摘されています。適切な支援をするために避難所等に専用のヘルプカードが準備されることが必要だといえます。市の見解を伺います。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、介護保険制度の改正などに伴う高齢者の生活や介護事業所の運営に対する影響とその対応についてであります。介護老人福祉施設における入所要件の改正や介護予防訪問介護、通所介護の総合事業への移行により要介護度が重度の高齢者は施設サービスを利用しやすくなり、また軽度である要支援等の高齢者は地域の実情に応じた多様なサービスを受けることができるようになりました。介護事業所におきましても提供したサービスに見合った介護報酬が支払われているものと認識しております。

市といたしましては、これらの改正内容を踏まえ、適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量の現状と課題についてであります。廃棄物の排出量につきましては、さまざまな施策の実現により減少傾向にあるものと認識しております。

今後の課題につきましては、市民の皆様がそれぞれの生活スタイルの中で廃棄物の減量に取り組んでいただけるよう意識改革に取り組むことが必要であると考えております。

今後におきましても、ごみ分別アプリやホームページ、廃棄物広報紙ごろすけだよりなどを活用し、啓発に努めてまいります。

次に、自転車等駐車場の有料化後の現状と課題についてであります。平成29年8月から東大和市駅、10月から武蔵大和駅、11月からは多摩都市モノレール3駅周辺について、市が管理しておりました全ての自転車等駐車場を民設民営により再整備を行い、有料化を実施しております。

現在のところ、定期利用台数や一時利用台数の不足が発生している箇所があり、これらの箇所の収容台数を確保する必要があると考えております。

次に、都バス梅70系統に対します路線維持のための公共負担についてであります。梅70系統に対します沿線自治体によります公共負担は、昭和59年度から実施しております。この負担は、昭和57年4月の東京都交通局による都営バス路線再編整備計画を受けまして、東京都交通局と沿線自治体が路線のあり方を協議した結果、路線維持を図るため、お互いが欠損額を負担するものとして協定を締結し、実施に至ったものであります。

その後も利用状況を踏まえた負担額の見積りのため、定期的な協議により協定を改訂し、地域住民の生活に欠かせない路線の維持を図っているものであります。

次に、梅70系統路線維持のための公共負担の見直しを東京都に求めることについてであります。東京都交通局は、地域住民の生活に欠かせない路線につきましては、不採算路線であっても沿線自治体の公共負担を前提に路線の維持を図っているとしているものであります。公共負担なく梅70系統の路線を維持することは困難であると考えております。

市としましては、梅70系統は地域の公共交通網を形成する路線であり、現行の多摩地域における都営バスの公共負担に関する協定書に基づき、東京都交通局及び沿線自治体における協議により路線の維持を図ることが必要であると考えております。

次に、災害時における乳幼児連れの親子や妊産婦等へのヘルプカードについてであります。災害時に避難所を設置した場合は、避難所における適切な運営管理のため、避難所管理運営マニュアルに基づき避難者カードを初めとするさまざまな帳票を利用することになっておりますが、状況によりその都度必要な様式を作成して使用することも想定しております。

このため、乳幼児連れの親子や妊産婦等へのヘルプカードを作成し利用することは可能であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、高齢者医療・介護の負担についてですが、私はこれまでも一般質問で老健施設の利用率などの負担に苦しむ低所得者や資産要件の導入によって特養ホームから退所を検討せざるを得なくなった入居者の例、また市内外の介護現場で働く方々が低賃金に加え重労働と夜勤回数多さに苦しんでいる職場の実態など、繰り返しこの場を利用して報告をさせていただきました。

市長答弁では、施設入所要件の改正や予防訪問介護、通所介護の総合事業への移行により重度者は施設を利用しやすくなり、軽度者は実情に応じた多様なサービスを受けることができるようになった、また事業所にも提供したサービスに見合った報酬が支払われるようになってきているとの認識をしているというお答えでありました。

しかし、利用者や介護従事者からお話を聞きますと、27年度の制度改訂の影響による大変厳しい現場の様子もうかがえます。

これは先日市にも相談をさせていただいたケースですが、老健施設に入所中の方から、夜間トイレに立つときに転倒しないように介助を頼もうとナースコールを鳴らしても一向に職員が来てくれないことがたびたびあり、たまらず文句を言ったら面倒を見切れないと退所の要求をされた、こういう御相談がありました。

施設側の事情も調べてみますと、この施設では年度当初には40人の介護職員が勤務されていたようですが、現場に人が定着せず次々とやめてしまい、秋までに残ったのはそのうちの10人ほどで人手不足が常態化していた、夜勤は現在2人体制で60名ほど面倒を見ておられるようですが、入所者を見るのが1人であったというときもあったといいます。施設側もこの秋から新たに人をふやし体制をとろうとしていたという事情もわかりました。

施設側にも入所側にも双方にもっともな言い分があるわけですが、27年度より行われた介護報酬の平均2.27%の引き下げと、他産業より月10万円近く低いと言われる介護職員の低賃金の構造が根底にあり、問題を

引き起こしていたものと私は見ました。

このように、依然現場は混乱してるということに御理解をいただきたいと思いますが、介護施設等で人手不足から問題が生じてる事例について他に把握されてるかどうか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護施設におきまして人材が不足しているということは承知しております。市内の特別養護老人ホームにおきましても定員までの入所ができていない施設がございますが、これも介護人材の不足がその原因と伺っております。

これに対しまして、国のほうは、経済連携協定ですとか、あるいは技能実習制度、これによります外国人労働者の導入ですとか、あるいはキャリアパス制度による処遇改善措置、こういったことを実施いたしまして、介護施設における人手不足の解消に対応しております。

さらに、先日ですけれども、2兆円規模の政策パッケージというものが閣議決定されまして、そういったことが報道されたばかりでございますけれども、これによりますと、介護現場の処遇改善に約1,000億円の財源を充てて介護人材の確保の取り組みを一層進めるとのことでございます。

経験あるいは技能のある職員に対しまして重点的に取り組むということで、例えば勤続年数10年以上の介護福祉士の場合に月額8万円相当の処遇改善を行うというふうに報道されております。この件につきましては詳細はまだ未定で、これから具体化が図られるものと認識しております。

私どもとしては、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（森田真一君） 今2兆円の政策パッケージのお話ありましたけれども、本当にこれが功を奏すれば私もいいなというふうに思うんですが、前回の会計のときにも4万円ぐらいでしたか、賃上げをするんだと言っただけのもの、実際に調べてみると一万数千円しか上がっていないというようなことも調査の中からわかったというようなこともありますので、本当に真に人材確保のためにこのお金が使われることを望む次第であります。

さて、10月の25日に財政制度等審議会が新たに社会保障改革案を示しました。これによりますと、高齢者の医療では窓口負担の2倍化や医薬品の自己負担の大幅な引き上げ、介護では要介護1から2の者の保険外しや生活介助の回数制限などが挙げられています。第7期介護保険計画の関連施策へどのような影響があらわれるか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 要介護1あるいは2の地域支援事業への移行ですとか、あるいは生活介護のうち訪問介護の利用回数が多い場合の対応案、これにつきましてはいずれも厚生労働省が社会保障審議会の介護給付費分科会に提出した資料に記載されていたものであります。社会保障審議会の議論の素材として出されたものですけれども、現段階ではこれらの内容が確定して介護保険制度に組み込まれたという情報は得ておりません。

したがって、これらの制度による施策への影響についてもまだ検討する段階には至っていないということでございます。引き続き社会保障審議会の議論などを注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（森田真一君） 市の第7期介護保険計画素案を読みますと、88ページに介護保険事業の円滑な運営という項目がありまして、その枝になりますが、適切なサービス提供体制、給付適正化の推進というものを挙げられており、またそこには1として要介護認定の適正化ということが書いてあります。これについてまず伺いま

す。

ある区で日本共産党が呼びかけた介護保険を考えるシンポジウムで発言をしたりハビリの専門医は、介護認定審査会委員を12年務めているが、介護保険の認定が年々厳しくなり、体感としてこれまでと同じ重症度でも1から2ランク軽く出ようになってきていると指摘をし、要支援1・2でも実際は非常に重い人がふえていると思うと言っておられました。

この項目にある認定調査を委託する指定居宅介護支援事業所などへの指導等が要介護度判定の抑制の役割を果たすことがないように求めますが、この点について考え方を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 要介護認定につきましては、調査員による調査と、それから主治医の意見書に基づいた一次判定、それから介護認定審査会による二次判定というのがございます。その判定の基準となる一次判定基準と二次判定基準の研修テキスト、これを見ますと、判定に影響を与えるような変更があったということは確認できておりません。

したがって、要介護認定の基準が軽度化にシフトしたというような制度改正はないものというふうに認識しております。

なお、介護保険制度は制度が発足してから17年経過しておりますが、国からの各種通知、こういったものも相当な量になっております。一般的に判断が分かれるような事項につきまして、国が見解を示すことによって公平かつ適正な運用に収められることというのはどのような制度でもありますけれども、介護保険制度でもその例外ではないというふうに認識しております。

したがって、期間の経過とともに、先ほど御質問がありました認定調査の委託を含めた要介護認定の運用、これが統一化されていくということは自然なことでありまして、公平な制度運営の視点からは望ましいものというふうに考えております。

以上であります。

○1番（森田真一君） 同じところで、②としてケアマネジメントの適正化ということが書かれてますので、これについても伺います。

ここでは、利用者の自立支援のためのケアプラン作成及び給付適正化を目的とし、居宅介護支援事業所担当者との面談によるケアプラン点検を実施しますとあります。

今月の6日、厚労省社会保障審議会介護給付費分科会に示された来年度の介護報酬改定案には、訪問介護の生活介助でおおむね1日1回を超える利用があるケアプランを計画に盛り込む場合、ケアマネジャーは市町村への届け出が義務づけられ、市町村はケアプランのサービス内容を点検し、地域ケア会議で検証、是正を行うとし、この訪問回数の基準を来年4月までに国が定め、10月から施行するとしております。

要介護1から2の者は施設利用から締め出され、訪問介護を利用してやっと居宅生活ができているのに、さらに生活介助まで制限をされる。しかも、要介護認定で決められた支給限度枠内なのにもかかわらず別の物差しを持ち出して利用制限を行う、こういったことが起こらないように求めますが、この点について考え方を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 生活介護のうち、訪問介護の利用回数の多い場合の対応案、これにつきましては、社会保障審議会の介護給付費分科会に提出された資料に記載されていたものであります。

この資料によりますと、訪問介護の回数、これが平均的な回数プラス2標準偏差を超えている場合に、保険者によるケアプラン点検及び地域ケア会議の検証の対象と位置づけるというように記載されております。おおむ

ねこれは95%が含まれる範囲から外れるものを対象としてるようであります。これは地域ケア会議等の機能を生かしたケアプランの適正化措置として提案されたものと認識しております。

なお、この案はまだ議論の最中でありまして、現段階では決定されたものではございません。市としましては情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（森田真一君） 統計上95%から外れる方が異常値として検出されて、これの中身を見るということで、その見ること自体は別に構わないわけでありまして、この専門家の中でも指摘をされておりますけれども、もともと低所得の方が多い高齢者が上限いっぱいまで保険の枠を使わないで、低く抑えて自分の自己負担も抑えているということが前提としてあって、それでも必要な方がやむを得ず必要な負担もしながら多数回の利用もされているというのが実態なんで、本来あるべきものよりも低く全体が利用せざるを得ない状況を放置して、少数の方がたくさん使ってるからこれはおかしいという、こういうふうに見立てるのは非常に危険なんではないかということ指摘していたということもこの際申し添えておきたいというふうに思います。

続きまして、この項では、③として、介護報酬請求の適正化について書かれています。これについて伺います。

今ほど伺いました②のケアマネジメントの適正化との関連で、利用回数が多過ぎる例として厚労省がやり玉に上げました北海道の標茶町という道東にある町なんですが、ここで働いていらっしゃるあるケアマネジャーさんは、国の基準と言われたら、それを超える援助の必要性をケアプランで自分がうまく説明できるかどうか不安がある、次回の地域ケア会議まで、ここの地域では2カ月に一遍ということなんですが、次のケア会議までの間、自主規制をし、国の基準が事実上の利用制限になるのを狙っているのではないだろうか、このようにおっしゃっています。

実際の利用と相違があるものについては不正請求として取り扱うというのは、これは当然のことですが、素案には、サービス提供事業者については各種基準に適合せずにサービス提供を行い、介護給付の請求を行うなどといった不正請求事案に対して厳正に対応していきますと、このように書かれています。

文字どおりであるならば、各種基準とはまさしくこの国が示す利用回数制限が含まれるということにならないでしょうか。介護報酬の返還を求めるといようなことが求められるのではないかとケアマネジャーが自主規制に走れば、国の基準が事実上の利用制限ということになります。請求の適正化が抑制の役割を果たすことがないように求めますが、この点について考え方を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 第7期事業計画の素案に示されたものでございますけれども、これは虚偽の請求などの不正な行為を想定して厳正に対処するというを示しております。市民の皆様からの貴重な保険料などを財源としている介護保険制度におきましては、法令に抵触するような行為は許されるものではございません。この当然のことを素案では記載したものであります。

一方、議員御指摘の社会保険審議会に提出されました対応案につきましては、資料を見る限り、ケアマネジメントの適正化とそれから質の向上、これを図る措置だというふうに読み取れるものであります。

私どもといたしましては、この仕組みについてまだ審議中でございますので、国からの情報をしっかりと収集して適正に対処してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○1番（森田真一君） 国がまだ実際に決めてないということで、注視していくというお立場であることは理解

いたしますけれども、実際にこの素案の書面で書かれていることだけをそのまま読むと、国の言っていることを先取りした案じゃないかなというような、抽象化をしてるからそういうふうにも読めるということなのかもしれないですけども、中身においてはくれぐれもこういった実態について介護を受ける方の権利が脅かされないように留意をしていただきたいということを希望いたします。

12月4日付で私どもが発行いたしますしんぶん赤旗で、厚生労働省が来年度より介護保険の訪問介護の生活介助の利用回数制限を導入しようと、使い過ぎの例としてやり玉に上げました北海道の標茶町で取材をいたしまして、その実態を聞き取りをしました。

使い過ぎの例とされたケースは、高齢の精神障害を持つ女性で、病気のため意欲や思考判断力が低下をして、食事や着がえが一人でできず、朝昼夕と1日3回のホームヘルパーが訪問して着がえを促し、調理をして配膳をし、向精神薬の服薬確認をしていたものであり、この標茶町も妥当なケアプランと認めていたケースでありました。厚生労働省は要介護1の者の制限回数を月26回とすると示しています。これでは1日1回の服薬の確認をすることすらできないわけです。厚生労働省自身の調査でも、月90回以上利用している者の5割以上は自宅で独居で暮らす認知症の人だったと言っています。1日複数回利用の制限は高齢者の居宅生活に欠かせないものであります。

介護関係職の11団体がせんだって安倍首相に介護の現場を守るための署名として181万人分の署名を提出をいたしました。これだけの団体が協働して署名を取り組んだというのは初めてのことでそうです。利用が制限されれば利用者と家族にも犠牲が及ぶ、介護事業所の倒産、撤退が相次ぐと危惧したからです。現場の危機管理はこれまでにないものとなっています。

伺いますが、この第7期介護保険計画では保険料についても大まか考えが示されておりますけれども、改定について、特に低所得者の支援についてどのように行われる見込みか、あればお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 保険料における低所得者対策でございます。

第6期の計画期間、今の計画期間でございますが、この現在行われている低所得者に適用する第一段階、これは一番低い方の保険料の段階でございますけれども、その保険料につきましては、基準となる保険料に0.5を乗ずる額というものが国が示された基準でございますけれども、それをさらに減少いたしまして、0.437を乗じて得た額をもって第一段階というふうにしております。

第7期の計画期間におきましても、保険料の低所得者向けの軽減措置につきまして厚生労働省から案が示されたところであります。関係資料によりますと、第一段階のみならず、第二段階及び第三段階においても軽減を図るということを想定しているようであります。この軽減措置は、市町村民税の非課税世帯全体を対象として実施するというので、全国の65歳以上の3割に相当する方が対象となることとあります。この軽減措置は条例に規定して実施しますけれども、まだ国の示した案の段階でございますので、市といたしましては引き続き情報収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

公的負担に苦しんでいる高齢者の方、非常に多いので、ぜひ御配慮をいただきたいと思います。またこれについてはいつぞやの機会でご改めお伺いしたいと思います。

この項ではまとめますが、財政制度等審議会が改革案を示した10月25日の2日前になります23日、経団連が安倍首相に対して法人税の引き下げや消費税率の引き上げとあわせて、国民に痛みを伴う改革を総理のリーダー

一シブで推進してほしいと言いながら社会保障改革を求めたと報道でありました。この23日というのは御存じのとおり総選挙が終わったその翌日でありますけれども、選挙中に全世代型の社会保障を唱えていたのに、結果として選挙が終わると真逆のものが出てくると。介護保険外しを初め、国家的詐欺と言われるようなそしりを受けるようなことがあってはならないものだと思います。

ちなみに、この経団連の提言というものは、数年後にはほぼそのまま政府の改革案となって実現してるというのがこの間の傾向です。2014年の特養ホームの軽度者外ししかり、補足給付の資産要件の導入しかり、ことし8月からの介護利用料の負担限度額の引き上げもまたそうであります。たび重なる高齢者への負担増は介護を受ける権利を奪うものであり、こういったことがなし崩し的に行われてはならないものと考えます。

この項はこれにて終わらせていただきます。

次に、ごみ減量について伺います。

まず、前回のごみゼロプランによりごみはどれだけ減ったのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現在の計画で、一般廃棄物処理基本計画、こちらのほうで実績で出ております平成25年度と平成28年度、こちらにつきましての1人1日当たりの排出量、こちらのほう、また総量と衛生組合のほうに搬入している量の2つありまして、そちらについておのおの御説明させていただきたいと思っております。

総量につきましては、平成25年度、約761グラム、平成28年度につきましては679グラムとなりまして、約82グラムの減量となっております。

衛生組合のほうに搬入しておりますのは、可燃、不燃、粗大ということで、こちらのほうの総合計での1人1日当たりの排出量という形でございます。こちらにつきましては平成25年度、約560グラム、平成28年度につきましては約490グラムとなっております。こちらにつきまして、差につきましては70グラムの減と、そのような形になっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 資料をいただきました。いただいた資料の中で見てみますと、26年の秋からごみ有料化が始まりましたけれども、26年度、27年度にかけては目標を超過達成し、この1年半になりますか、1年半では1人1日当たり78グラム、大体10%ですね、ちょうど、この減量に成功しています。この間、市が大変努力をされたということのあかしとして、大変これについては評価できるところなのかなというふうに思います。

ただ、各年ごとに前年度比で見ると、26年度については半年ながら4.6%の減、27年度は6.1%の減でしたが、28年度になると0.5%の減ということになっています。29年度はこの資料にありませんが、懸念されていた有料化後のリバウンド現象が実施から2年ほどで早くも心配される事態になっていることは注目に値するところかというふうに思います。

一方、この素案では、34年度までの5年間で20グラム、4%ほどの減らすという目標を立てています。今後の減量ペースは減速をすると見るようにも見受けられます。この原因、障害となっているものは何であると考えているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今平成26年度、こちらのほう、ごみの有料化、今議員おっしゃったとおり有料化及び戸別収集導入をさせていただいております。そのことから廃棄物の排出量が大きく減少したという形になっております。

戸別収集や有料化、こちらはいつきは大きく減量いたします。実施から、平成26年ですので3年経過しております、こちらになりますと有料化による減量効果、こちらについては落ちついてきているような状況で

あると、そのような形で今考えております。

ただ、このままにするわけではございませんで、今後につきましても市民の皆様へライフスタイルの見直しなど意識改革を推進することが求められているというふうに考えてございます。

このことから、市民の皆様へ廃棄物広報紙ごろすけだより、また東大和市ごみ分別アプリ、このようなもの、広報媒体を使いまして、状況に応じた減量施策、こちらについて皆様にお伝えするなど、市民の皆様へ減量に御協力いただけるように努めていきたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私は有料化の導入のときにも、有料化の効果というのは非常に限定的で、いってみれば、言い方はそのときこういう言い方ではなかったですけど、一発芸的なそういう傾向があって、むしろ地道な息の長い取り組みになかなかならないというふうなふうに考えていたわけですが、やはりこういった傾向、どうしても出てくるのかなというふうに思いました。

今ほどさまざまなツールを使って市民の皆さんにも呼びかけ、意識改革を促していくということでありましたが、具体的なこの現在出ているごみの品目などで特にここを重点として攻めていくんだというようなものというのはあるんでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 次の次期一般廃棄物処理基本計画の中では、まず食品廃棄物、こちらについては大きく取り上げていきたいというふうな形で考えてございます。また、衛生組合が出しております組成分析、こちらを見ますと紙類、こちらのほうがある程度の数量、可燃ごみの中に入っているという形がありますので、こちらのほうをいかにして減らしていくかと、そんなような形は今現状考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今食品廃棄物と紙ということでありましたけれども、特に重視されてるこの2つのものについては減量はこれまでも言われておりました。分別品目をさらに細分化をすれば減量効果を期待できるものの、ただ分別してというだけでは実際にはなかなか徹底は難しいのではないかとというふうに思います。

さらに市民の協力を得るためにはより具体的な啓発や支援策が必要となると思われます。先ほどとも少し重複するかもしれませんが、どのような方策を今の時点で検討されているのか、また新規施策を進めるに当たってその費用の財源などはごみの手数料などから捻出できるのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 分別に関しましては、市民の皆様へ大いに関心をいただいているというふうに考えてございます。

分別をお願いするに当たりましては、先ほどから申し上げましたとおり、廃棄物広報紙ごろすけだより、こちら、また東大和市ごみ分別アプリ、このようなものを使いながら広報媒体を使った中で周知をしていきたいと、そのような形で考えております。

また、環境市民の集いなどで今現状、フードドライブ、こちらのほうも実施しております。このような取り組みをこれからもさらに実施していきたいと、そのような形では考えております。

また、新たな施策の費用に関しましては、他市で有効であるような施策、こちらについてはいろいろ見きわめさせていただきまして、東大和市のほうに当てはまるのであれば歳入のほう、充当するような形でどんどん取り入れていきたいと、そのような形では考えております。

しかしながら、雑紙袋の作成や配付、こちらについては企業の協力で今実施しております。このような施策につきましても極力知恵を絞った中で施策については推進していきたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この減量化の施策のために利用できる財源に充てられるのではないかとということで有料化を進められてきたという経過もあったはずですが、実際にはなかなか業者さんの無料のボランティアによって何とかしのいでいるというのが今実際であるということはせんだっての議会でもお話ありましたけれども、もっと打って出られるような積極的な手を尽くしていただきたいというふうに思います。

そういう意味では、有料化始まる前に、私何度もこれ取り上げてますが、有料化始まる前にダンボールコンポストを配っていただいて、ここ数年私も試してるんですけども、生ごみ全然、ここ数年うちから出したことはないということで、非常に効率的なもので、やっていただいてよかったなというふうに本当に思っていますし、ゼロ・ウェイストを目指してぜひさまざまな展開をして、比較的費用も抑えながらでありましたけども、展開をしていただければというふうに思います。

それでは、この素案の中には3市共同資源化施設の建設についても記されております。私どもは、健康、環境被害などの懸念から住民の皆さんが不安を訴え、なかなか理解が得られないということについては全く道理のあることだと考えております。

新たなリサイクル施設を今回建設するということになるわけですが、多額の費用をかけて行われますが、これによって当市の総資源化率が上昇し、ごみ削減につながるということは見込まれるものでありましょか。いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 3市共同資源物処理施設につきましては、衛生組合を筆頭として3市とも健康被害は極力というよりも、もう出さないということでやらせていただいている施設でございます。こちらについて、またペットボトルの搬入、容器包装プラスチックの搬入、こちらについての減量はこちらは進めさせていただきたいと思っております。特にペットボトルにつきましては、買ったお店に戻していただくということで、EPRの推進ということは今東大和としては考えております。少しでもこの施設のほうに搬入をしないように総量の減量に努めるということ東大和市はもとよりも3市で取り組んでいきたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これについてはこの間、4団体と周辺住民の方の協議会、これが46回をもって最終回になると。4団体から、衛生組合からかな、正確には、一方的に打ち切りをされたというような経過もあって、私もその協議会、傍聴させていただきましたけど、非常に混乱をしており、46回も話し合いが重なりながら何でこういう結果になるんだろうと非常に疑問に思った次第であります。

せんだって、市民の皆さんからこの地に係る都市計画決定の取り消しを求める陳情があったとして、陳情署名として1,900余の署名も添えられたというふうに伺っております。それだけ周辺住民の方が心配されているんだなというふうに思いましたし、また関係者の方から少しお話伺ってみると、単純に近隣の方だけじゃなくて、少し離れた地域の方々からも署名いただいているんですっていう、こういうようなお話でありました。少なくとも近隣の方たちのいわゆる地域エゴ的なものではないということだけは理解してほしいということも伺いました。

そういったことも紹介をさせていただきながら、この項については終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） では、引き続き再質問をさせていただきます。もうしばらくですので、どうぞおつき合ってください。

まず駅前駐輪場の項になりますが、私たちも利用者また指導員の方々からいろいろ聞き取りをさせていただきまして、各駅周辺の駐輪場の状況などの調査も実施をいたしました。利用者、指導員、また公園管理者などの声も紹介しながら今議会での関連質問に対する答弁などで気になった点についてかいつまんで伺いたいというふうに思います。

まず、市は自転車を放置する利用者について一体どのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 放置自転車についてでございますが、東大和市自転車等放置防止等に関する条例におきまして、自転車の利用者は自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない、2点目が、指定された自転車等放置禁止区域内に自転車を放置してはならないと規定してございます。この条例に違反した者ということで考えてございまして、市としましては、放置を取り締まり、放置を減らしていくよう努める必要があると考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 外形的な事実としてはそういうことになるんだとは思いますが、今ほどお答えになられたように、いってみれば取り締まりの対象と、こういうことになるのかというふうに今の御答弁では思います。

しかし、今議会では関連質問、私含めて5人の議員がこの駐輪場の問題、質問をいたしました。いずれも整備計画上の現状に問題があって、その上で生まれた放置であるのではないかということを通問して質問していたのではないのでしょうか。

他の議員の質問に対してこの問題では、市長答弁で、大きな混乱もなくと前置きをされて御答弁があったかというふうに思うんですが、私は市民の実感とこれは大きくかけ離れているのではないかというふうに考えますが、認識を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 他の議員での市長の答弁でもありましたとおり、無料から有料に変わる際の移行について、事前の周知により大きな混乱はなかったと考えているものでございまして、自転車等駐車場の不足につきましては、駐車箇所によりましては利用者の方に御不便をおかけしていることは認識してございます。また駐車台数の不足を解消していくことが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 駐輪場の不足については改善されるということは先ほど私に対する市長答弁の中でもお話しされてらっしゃったんで、全くぜひ頑張ってくださいということではあるんですが、この市の立場からすると、この有料化を導入したということそのものと駐輪場の整備は一体不可分なものだと、こういうふうなことで御説明がこの間あったのではないかというふうに思っているんですが、この点ではばらばらなものなんでしょうか。どうでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） その点につきましては、ばらばらということではなく、統一した考えのもとで答弁

させていただいております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） では、続いて伺いますが、個別の自転車駐輪場の様子についても触れさせていただきませんが、例えば上北台の収容台数について、市の当初の計画を覆して自転車整備センター側で少ない台数を提案された、これを受けて変更したという御説明が他の議員に対してありました。整備センターは、市の調査結果を根拠に提案したということですが、結果としては整備センターの見通しが誤っていて、市の当初の見通しのほうが正しかったということは現状からは言えるのではないかと思います。

なぜこのときに整備センターの提案を受け入れることになったのか、その際の市側の判断についてお考えを伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市におきましては、市が実施しました平成28年10月の利用状況実態調査の結果におきまして、上北台駅周辺の自転車利用台数が東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画の整備目標台数の数値より減少していることは認識してございましたが、実態調査等を調査した中での計画でございましたので、総合計画の数値を使用して整備計画を策定したものでございます。

そのような中、整備前の段階になりまして、自転車駐車場整備センターから実態調査と整備計画の数値から、計画どおり整備しても駐車台数が余ってしまい、余る整備まで費用をかけることはできないとの判断でございました。

市としましては、自転車駐車場整備センターは全国的に自転車等駐車場の整備、運営を展開しており、自転車等駐車場に関する経営のノウハウを持つエキスパートでございますことから、その指摘や判断を信頼し実施したものでございます。

また、その協議のときには、市から自転車駐車場整備センターに対しまして、減じた台数で決定等するのではなく、整備を一部保留し、有料化後の状況を見て判断するよう依頼し、実施に至ったものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） いきなり計画マックスまでつくって余っちゃったりするともったいないから、これは少な目に一回つくっておいて足りなかったら足していこうと、そのほうが調整がきくではないかと、こういう話ですよね。

そうであるならば、きちんととめたいのにとめようがない、こういう現状を見ると、駐輪場の整備が落ちついた後で、それから有料化を実施すればよかったのではないかという、そういうふうにおっしゃる市民の方の声もあるんです。

例えば私、事例でいいますと、上北台駅で一時駐輪場が2つありますけども、年かさからいうと四十代ぐらいの若い男性ですかね、自転車駐輪場にとめにきたらもう満車になって、一時駐輪場が、また別の一時駐輪場に行って、また満車になって、お出かけする用事があったんでしょね、ちょっと困ったような顔をしながら、その電磁ロックじゃないところに置いていって駅に行かれたと。その姿を見て、私は、お金を払うのが面倒くさいとかそういうことじゃなくて、もう本当にやむにやまれずしょうがなくて放置をした、せざるを得なかったと、そういうふうの様子を見て思いました。実際、指導員の方なんかにお話聞くと、大体そういうお話出てくるんです。病院に行かなきゃいけないんだけど、もう予約の時間が迫っててもうここ置けないともう病院に行けないとか、その事情が指導員さんなんかもわかるもんですから、あんまりこう無理に、ここ絶対置いちゃだめとか言い切れないと。玉川上水なんかでもそうでしたけど、立川のほうに行ったら空いてるス

ペースありますよなんて案内は一応口では言うけども、これわたっていくなんてとても無理だななんていうのもあって、本当に適切な駐輪の指導ができなくて困っているというようなお話も聞きました。

つまり、ルールを守らない市民がいるんじゃないかと、この放置の状態というのはいってみればこの市の計画の不十分さがつくり出したものではないかというふうに思えるんです。いかがでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** この計画につきましては、有料化のスケジュールにつきましては具体的に検討に入ったのが平成27年度からでございました。当初、平成29年4月からの実施を目指してございましたが、平成28年7月に見直しを行いまして、今回の有料化時期を時間をかけて計画したものでございますので、適切な運営時期として開始したものと判断してございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** いずれにせよ、整備後の開場とそれから有料化、同じ時期にやろうとするからこういうことになるわけですね。有料化実施のスケジュールを優先したことがこれらの苦情の結果となってあらわれてるのではないかというふうに思います。

次、伺いますが、資料要求させていただきまして、資料ありがとうございました。

整備センターとの協定書の写しをいただきました。これを見ますと、第6条の設置費用に関する項目で、設置費用4億3,588万円を整備センターが負担し、同額で設置ができないときは協議をする旨が書かれています。

費用がふえたときというのは、足して払ってほしいというのは、これは事業者として当然のことだと思うんですけども、費用が減ったとき、つまり自転車台数などを減らした中でスタートしたわけですから、その分最初のこの紙の上の契約とは若干ずれるわけですけども、このときについては金額は変化するんですか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** これから行う予定でございます上北台の増設分の整備を含めまして、今回の整備が最終的に完了した際に、改めて自転車駐車場整備センターと協議を行いまして、施設の設置費用、改修期間を確認するものとし、増額となる場合には協定書第6条の規定に基づき行います。また、減額となる場合は、第10条のこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上決定するという規定に基づきまして協定の内容を変更する必要があると自転車整備センターと確認がとれてございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** つまり台数をいじってもあんまりこの協定の中ではっきりとこの契約金額がわからないというのが、これはこの契約の特徴なんだと思うんですよね。

次、伺いますが、武蔵大和駅のお話しますけども、武蔵大和駅の定期利用枠が少ないというのは他の議員からも御指摘あったとおり、御承知のとおりですが、それ以外の4つの駅では定期利用枠以上に一時利用枠が少ないことが問題になっていたように見受けられます。

他の議員への答弁では、定期利用枠の不足によって一時利用枠に自転車が流入しているのではないかとお答えになられていました。玉川上水駅や桜街道駅では、一時利用枠が満車でも、少し離れた、玉川上水でいえば看護学校側の定期利用枠、また桜街道駅側ではカンオ側に相当な余裕がありました。定期利用枠の不足が原因であるならば、このようなことは起こらないのではないのでしょうか。一時利用枠自体が少ないのではないかとというふうに考えます。また、定期利用枠の一部を一時利用枠に転換できれば問題が解決できるのではないかとという指導員さんからの御指摘も伺いました。これについて見解を伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 自転車利用者の実態調査とアンケート調査を検討した中で策定しました東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画での整備目標と、今回の整備台数を比較して見ますと、玉川上水駅周辺

につきましては、一時利用台数が全体で506台、整備目標台数より多く整備されてございますが、定期利用につきましては台数不足から基本的に満車でございまして、定期利用箇所を利用する必要のある方が一時利用箇所に流れていると捉えてございます。

看護学校前の第六公共自転車等駐車場の定期利用台数に若干空きがございまして、こちらは武蔵村山方面からの利用者の方が、あいているにもかかわらず遠いから利用しないという方がいることも確認してございます。ただ、その他の定期利用箇所が空き待ち状況になっていることを考えますと、根本的には定期利用箇所の不足が原因であると認識してございます。

また、桜街道駅の定期利用と一時利用台数につきましては、整備目標台数とほぼ同数の整備となっております中で、旧カシオ前の第四公共自転車等駐車場は若干余りがある状況であります。適切な台数であると考えてございます。

上北台駅の収容台数不足から定期利用が多く空き待ち状態となっておりますことから、一時利用も不足し、桜街道駅の一時利用箇所に流れて足りなくなっていると考えておりますので、桜街道駅は定期、一時利用台数はともに不足はないと考えてございます。

このようなことから、玉川上水、桜街道駅につきましては、現在のところ、定期利用箇所の一部を一時利用箇所に変えることは考えてございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これはほかの議員の方もずっとしばらく観察していたとおっしゃっていたんで、私と多分同じだと思うんですけど、やっぱり一時利用のところに満車マークがずっとつき放しで、たまに空きになると、1台やっと前の自転車が出て、そこにたまたまうまく遭遇すれば入れられるけど、そうじゃないとずっと満車待ちというような状況であったのは私も数度見ております。ですから、ここは今お答えとは見解の相違はありますけども、いずれにせよ、よく指導員さん、ずっといらっしゃるわけですから、からも直接御意見聞いていただいて、その上で判断をしていただけるとありがたいなというふうに思います。

整備センターの長年の経験から適切な台数の管理できるんじゃないかというふうに先ほどお話ありましたけど、実際こういう状況になってるわけですから、なかなかそうもいってないようでありますし、一番よく見ていらっしゃるのは指導員の方々だというふうに思いますので、市からもぜひ聞き取りをしてください。

それで、次回いますけれども、同じく武蔵大和駅ですが、この定期利用枠が少ないということで、9月の募集の枠はたった16台だったというお声、それから20代の女性の親御さんからは、有料化で結果的に徒歩になったということで、お仕事帰り、夜道を歩かせるのが非常に心配だっという利用の声、またその他の理由でも自転車を利用できなくなったというお話も聞きます。

定期利用の抽せん方法にも苦情が出ています。朝4時前から抽せんに並んだが前に5人既に並んでいた、仕事や子育てで並べない事情のある人は抽せんにも応募することはできない、夫婦共働きだが1台分しか定期利用の抽せんに当たらず、やむを得ず急いで仕事に出かけるほうがどちらかが利用していると、こんなお声もありました。

駐輪場不足と言われる一方で、例えばこの武蔵大和駅では、今まで市営駐輪場であった跨線橋下の今新しく西武鉄道の駐輪場になりましたが、この敷地には数十台分の空きが生じています。一時利用枠だけしかここでは設定されていないために、定期利用の抽せんに漏れた利用者の方がやむを得ず定期利用の利用料を支払って利用されているわけでありまして、この料金、1日12時間以上出かけていけば1日200円となりますので、

4,000円から5,000円の負担をするということになり、市の有料化の案で示したおおむね2,000円ぐらいの負担ということをもうはるかに超えている、こういう実態が放置をされております。

もともとこの武蔵大和の駅の場合でいいますと、市の計画では周辺800メートル以内の方の自転車利用を控えてもらえれば従前の収容台数で本来駐車はできるんだと、こういうお話もこの間ずっと聞いていましたけども、市の調査でもこの武蔵大和駅では500メートル以内の利用は2割程度しかなかったわけですし、また利用者の8割以上は通勤通学利用だったはずで、このような利用抑制や過剰な負担増になるというのは、少なくとも武蔵大和でいえばおかしいことなのではないでしょうか。

市は、定期利用の抽せん方法の改善を整備センターに求めるとともに、西武鉄道に対しても早急に定期利用枠を設けるべきと強く求めることが必要なかというふうに思うんですが、御見解伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 市の計画では、近距離からの自転車利用者の利用抑制につきましても整備方針としておりましたが、特にその必要があったのは計画上でも台数が不足しておりました玉川上水駅のみでございまして、武蔵大和駅につきましては、整備目標台数に対しての計画台数、整備台数は足りてございましたが、定期利用と一時利用の割合が適切とならなかったことが計画時から懸案となっていたものでございます。

他の議員へも御答弁してございますとおり、鉄道事業者には定期利用増設等の要請をし、現在協議をしているところでございます。

また、武蔵大和駅の定期利用の抽せん方法を例にとりますと、8月の応募時でははがきとインターネットでの申し込みとし、結果としましては定数以上となり抽せんとなった経過がございまして、また、抽せん外の方につきましては、そのときに空き待ちの順番も決めてございます。

その後につきましては、10月1日から新たな申し込みについて、抽せんではなく申し込み順として、抽せん外の方の後からの空き待ち順としているものでございます。この方法で抽せん方法としては問題ないと考えてございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 朝4時に並んでもまだ前に人がいるっていう話ですから、適正っていうのはなかなかこれは言いがたいんじゃないでしょうか。並んでたけど途中で子供の学校の都合で並ぶのを諦めてしまったっていうようなお母さんがいたりだとか、そもそも御病気なんかも持ってるような方だとそういうのはできないなんていう話もありますから、せめてもうちょっとそうじゃない抽せんのあり方、あってもいいのではないかとこのように思いますので、これはこういう改善を求めたいというふうに思います。

次、伺いますけれども、東大和市駅に移りますが、東大和市駅の高架下の西武鉄道の駐輪場がありますが、拝島側に数十台分の空きが常時生じています。定期利用、一時利用ともいつ行っても満車っていう表示がされております。現にある設備を利用すれば大幅に不足は解消できるんじゃないかというふうに思うんですが、一体何でこんなふうになっているのか市は把握をされているんでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 市におきましても、この箇所には空きがあることは承知してございます。そのため、この箇所の増設につきましても協議をしておりますが、鉄道事業者からは、現在ラック数が定員ということになります、このラック数より多く定期利用の契約を行っているとのことでございます。駅から自転車を利用する高校生や会社員の方など、逆利用の方が多くあり、そのため屋根がない場所にあるあいてところのラックが、これ以上の契約数をふやすことは収容できなくなるおそれがありますことから現状のままとしているとのことでございます。

この箇所の増設につきましては、鉄道事業者のほうからは難しいとのことですが、東大和市駅周辺全体を考えた中で増設について検討する協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 御協議いただけるということなんで、ぜひ実情もつかみながら交渉していただきたいなと思います。私も十何年ぐらいあそこをしばしば通るんですけど、昼も夜も通るんですけど、あそこが満タンになったのって見たことないんですよね。多分多くの方はそうなんじゃないかと思うんですが、これは見た限りということでありますので、いずれにせよ調査もしていただいてということをお願いしたいというふうに思います。

次、伺いますが、放置自転車の管理について伺います。

都立東大和南公園でも公園内のこれは桜が丘市民センター側のあたりにあるトイレの脇ですけども、駐輪スペースに駐輪をしていく方がふえているというふうに聞きました。管理事務所に事情を聞いたところ、今のところ来園者との間でトラブルにはなっていないが、有料化後、駐輪台数がふえていると認識していると。今のところはトラブルがないものの、来園者のものと区別がつかないので公園側で管理をするのは難しいと、こんなお話を聞きました。

一方、もう一つ、都立狭山公園なんですけど、ここでも武蔵大和駅に近い南門の駐輪場、駐輪スペースに駐輪をされていく方がふえていると、こういう御指摘がありました。ここも管理事務所に行って事情を伺いましたところ、やはり今のところは来園者との間でトラブルにはなっていないが、朝からほぼ満車状態になっている、五、六十台ぐらい入るところですけども、来園者のものと区別がつかないので事務所側では手が出せない。このことを一度市に対応を求めたが、都有地なので対応できないと言われて困っているところでした。せめて朝だけでも門前に指導員が回ってくれるとよいんだがと、その上で完全に放置自転車は排除するというのはなかなか難しいかもしれないけど、せめてそれぐらいやっていただければと、こういうお話も聞きました。

ことし1月に市から示された整備計画では、この10月から武蔵大和駅の放置自転車等撤去の強化をすることで、この門前も放置禁止区域に拡大をしようとしている場所でもあるわけですが、これについてはどのように対応するのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 武蔵大和駅周辺につきましては、10月1日から放置自転車の撤去を強化してございまして、現在におきましてはほとんど道路上には放置はございません。

ただ、今おっしゃられましたように、東大和南公園の状況は確認してございます。基本的には市では道路上の放置は対応できますが、公園の中等の中までは対応はできません。道路上ということが基本となってございます。

ただ、有料化によります影響とと考えてございますことから、公園事務所のほうと協議することを考えてございます。

また、同じく都立狭山公園内の駐車場につきましても自転車がとめられていることは承知してございます。現在武蔵大和駅の定期利用台数の不足の改善を鉄道事業者と協議してございますので、その対応後の状況までとりあえずは様子を見たいということで考えてございます。その後再度公園内の駐輪を確認しまして、変化がなければ公園管理事務所と協議し対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ぜひ協議をお願いしたいと思いますが、今ほど申しましたとおり、市で放置禁止区域と

指定したところの角にある南門ですから、回って、ずっといなさいとまでは言わないですけど、時々回って様子を見ていただだけでも、管理事務所としてはそれだけでも努力としては認識していただけるということなんで、ちょっとそこのところ御配慮いただきたいというふうに思います。

次、伺いますが、駐輪場の整備ですけども、これをPFI方式で進めてきたことで自転車利用に対する市の公的責任が曖昧になった結果として、これらの問題を生み出しているのではないかと私は思っております。

先ほど、あいてる定期利用枠を一時利用枠に転換すれば一時利用枠の不足を解消できるのではないかと問いました。有料化が優先されていればそうも言っていられなくて、課金のために人や設備が必要となりますし、各駅のあいている枠を機敏に変更するということができないわけでありまして。有料になっていなければ、極端に言えばですけども、張り紙一つして、こちらあいてますから向こうに行ってくださいってやれるわけですよ。でもそれができない。PFI方式で事業を進めてきたことで莫大な整備費用の捻出を抑え、市の財政面では確かにメリットはあったかもしれませんが、しかし、市民生活の面からいけば、有料化で市が示した以上に利用料を負担しなければならないというようなことが起こったり、とめられずに自転車利用もおぼつかないような交通の便の悪いまちになるなどマイナス面もあらわれているのではないかとこのように思います。御見解を伺います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 無料時におきましては、自転車がどこも満車状態で自転車がスムーズに出せない、また移動させられたなど、駐車空間の不足によります弊害が多々ございました。そのため、無秩序な放置や歩行者環境と公共空間の安全性や機能の低下などさまざまな問題がございました。

現在自転車駐車を整備し、受益者負担の適正化を図るということから有料化とし、そのような問題もほぼ解消されていると考えてございます。

また、今回の自転車等駐車場の整備につきましては、鉄道事業者の御協力や事業者によります設置運営によりまして市の負担軽減にもなっていると考えてございます。

定期利用台数の不足によりまして、一時利用箇所にて駐車している方の解消や収容台数の確保に向けて運営事業者や鉄道事業者と協議をしているところでございますが、市が有料化を含めた自転車等駐車場の再整備を計画し設置を実施したものでございますことから、今後も自転車等の駐車の状況把握や駐輪対策につきましては、市民の方への対応も含めて適切に実施をしていく考えでございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 鉄道事業者が有料で駐輪場を運営されているというのは、これは経営判断なんで仕方のないことではありまじょうけども、しかし、市が駐輪場整備に責任を負う根拠条項をなくして全面的に有料化をしたことで、暮らしの厳しい市民に対して必要な対応が十分されてないなど、有料化の弊害が起こっているものかというふうに思います。有料化に対しては私たちは反対をする立場であるということも申し添えておきたいというふうに思います。

また、昨今市では、例えば指定管理者制度ですとか、このPFIの導入ですとか、いろいろ今までと違う手法で仕事をされるということはいくつでもあります、こういってときにこの新しいやり方で起こるさまざまな弊害ということが、例えば図書館の問題ですとか、こういってところでもこの間議会では取り上げられました。非常にこういった事例を見ると心配をするわけでありまして。そういったこともあわせて申し添えて、この項は終わりたいというふうに思います。

次、伺います。

都バス梅70系統の自治体負担についてです。

都営バス梅70系統に路線維持のために、公共負担について資料をいただきました。

市が市町村の負担額を把握されているのはこの梅70が通る5市ということで、合計1億4,231万8,000円、東大和ではそのうち2,826万8,000円を負担しているというのが近況であるということでもあります。

これは昭和59年から赤字額の3分の2を自治体に負担させるということを条件に路線の存続を認めているということが都の立場のようでありますが、条例上の根拠もないのに昔の約束だけを盾にとつて、切り捨てられなければお金を出せというのは、そういう都の態度は公共交通機関としての都営バスが果たすべき役割からして少し乱暴なのではないかと私は考えます。

都のホームページからも、運行受託路線を除いた都営バス127路線の各路線ごとに平成28年度の収支状況がわかる資料が入手することができました。市にもお届けをさきにしたところでもあります。この127路線のうち多摩地域を走ってるのは青梅市内を走る3路線とこの梅70だけです。

各路線の営業係数、これは100円の乗車賃を得るのに経費は幾らかかっているのかというものでありますが、これについてもこの中では出ています。数字が100を大きく超えるということになればそれだけ赤字ということになるわけです。梅70の営業係数は205、100円稼ぐのに205円の経費がかかるというふうになっているんですが、それよりもさらに採算が悪い3路線では、例えば日暮里駅から出ている里48、これは営業係数が257、それから五反田駅から出ている反94、これが営業係数が206、田町から出ている田99、これが営業係数が249となっています。営業係数が200を超えて梅70よりも採算が悪いにもかかわらず、この3路線では実は自治体負担がないということなんです。

また、多摩では梅76、梅77という青梅市内を走る都営バス路線がありますが、青梅市は交通事情が際立って悪い事情があり、その解消のため都営バスと別にコミュニティバスを走らせてほしいという住民からの要望に対して、この青梅市は都バスの負担金があるため、財政的に厳しいということを言われてるそうでもあります。

当市では都営バス、それからちよこバスとも市が負担をしており、もし梅70の負担金を見直すことができれば2,800万円余りの財源を新たに生み出すことができ、例えばですが、子供の医療費の負担ゼロですとか、さまざまな市民負担の軽減策などにも生かせる、そういう財源を新たに確保できるということになります。他の4市にも呼びかけて都に見直しを求めることが必要なのではないかと思いますが、再度市の見解を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 交通局との協定では、欠損額の3分の2を沿線自治体が負担することにより路線を維持することとなっておりますが、市の負担の2分の1の額につきましては東京都総合交付金が充当されておまして、これにより市の実質的な負担は3分の1となっております。

昭和59年、都バス全体の収支の中で賅える範囲を超える著しい赤字路線につきましては、沿線市の公共負担を前提に路線の存続を図ることで合意し、現在に至るところでございます。

最近の梅70の欠損額は2億円程度の水準にございまして、依然として著しい赤字の状況にあるかと思っております。

今回梅70を含む都バス路線ごとの欠損額や営業係数について把握いたしましたので、その内容につきましては、都バスの沿線部課長会の中で情報提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） ぜひお願いしたいと思います。

意見として申し上げますが、東京都の多摩地域の交通政策は、区部で働く人が鉄道を中心にして大量輸送さ

れるということを基本にしてつくられてきました。このため、日常生活を支える地域交通の整備が大幅におくられており、多摩地域には多くの交通不便地域が残っています。団塊世代の大量退職時代を迎える中、この問題の解決は急務となっていると考えます。自治体負担の見直しを含め、多摩地域における公共交通のあり方やその役割について検討する時期に差しかかっているものと考えます。このような観点からぜひ都への働きかけをお願いいたします。

この項については以上です。

それでは、最後の項になりますが、災害時における乳幼児連れの親子や妊産婦等のヘルプカードの利用について伺います。

妊産婦や乳幼児連れの母親などが避難所生活でヘルプカードを必要とする場面はどのようなことが考えられるのでしょうか。また、具体的にはどのような体裁や記載事項があるものなのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所を開設した場合に、避難者カードに住所、氏名などのほか、個別対応が必要となる事項を記載してもらい対応することになっておりますけれども、大勢の人が共同生活をするようになりますから、体調が悪いことやしてほしいことを訴える際にヘルプカードがあると速やかに対応できる可能性があるというふうに考えてございます。

それから、ヘルプカードの具体的な体裁や記載事項についてでございますけれども、特に決まりがあるわけではございません。参考に、助産師会の皆様が提案されているものを御紹介させていただきますと、約A5判の大きさの紙で、妊産婦用、産後ママ用、乳児育児中ママ用の3種類のヘルプカードがありまして、妊産婦用には、私は妊娠何週目です、お腹が張っています、痛みます、陣痛が来ましたなどの記載がございます。それから、産後ママ用と乳児育児用ママ用のものには、私は生後何日の新生児がいます、あるいは何か月の乳児がいます、授乳ができる場所を確保してください、ミルクを必要としています、おむつがありません、赤ちゃんの様子が変わるなどの記載がございます、これを見せるだけで周りの方が何が配慮すべきかわかるようになっているというところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 9月に行われた市の防災訓練の際に助産師会のブースに立ち寄りましたら、この妊産婦や産後、乳児育児中の親御さんが適切な配慮や支援を得やすいようにと、これらを避難所に備えつけることが必要だというふうにおっしゃっておられました。これらの方々は重い荷物を持ってない、動けない、破水のおそれなど、自分だけではなく小さい子供やお腹のお子さんなど2人分の負担を負っている。自分のことは自分でと求めるのは無理があるが、見かけ上元気な方と見分けがつかないことが多いと。その上で、避難所は喧噪での助けの声が通らない、配給の列に並べず水や食料等の物資がもらえないというケースもこれまでにあったというふうに思います。今ほど大変よい御答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は自転車やごみなど生活に密着したことの問題で幾つか取り上げさせていただきましたけれども、年末や年始、職員の皆さんはぎりぎりまで頑張ってお仕事されてるっていう姿、毎年見かけております。ぜひ住民要望にも気を配っていただきながら頑張っていただければというふうに思ひます。

これもちまして私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（押本 修君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（押本 修君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす13日から15日及び18日の4日間につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時10分 散会